

消費者教育授業

実践事例集Ⅶ

— 生活科，社会科，技術・家庭科，情報科，特別の教科 道徳を中心に —

令和2年4月



平成30・令和元年度 柏市消費者教育推進連絡会

消費者教育を充実させるために

柏市教育委員会指導課長 逆井 俊彦

平成24年12月、消費者教育の推進に関する法律が施行され、平成30年3月には「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が変更され、時代に合った消費者の概念が常に更新されている状況です。

その中で、消費者を取り巻く状況は厳しく、消費生活と経済社会とのかかわりが多様化・複雑化することで、消費者被害も多様化・深刻化しています。さらに、成年年齢引下げにより、契約や資格取得等の制度も大きく変化します。

消費者市民社会の形成には、消費者、事業者、地方公共団体、国などの関係者が連携・協働して取り組むことが必要であり、中でも消費者が当事者であることの自覚や行動を考える消費者教育が重要となります。

消費者教育は、生涯を通じて、それぞれの時期に応じ、様々な場において推進しなければなりません。学校における消費者教育については、各教科において充実した消費者教育が行われるよう努めること、教職員の指導力向上、消費生活センターを含む関係機関との連携の促進などの取り組みを推進することが必要であるとされています。

柏市では、消費生活センターと教育委員会、学校が連携し、「柏市消費者教育推進連絡会」を設置し、消費者教育の推進に向けた取り組みを行ってまいりました。その中で、連絡会委員の先生方が中心となって様々な教科・領域で消費者教育の視点を持った授業を実践してきました。本実践事例集が活用され、消費者教育が柏市全体で推進されることを願っています。今後も引き続き、柏市消費生活センターと連携を図りながら、消費者教育の一層の充実に向けて取り組んでまいりたいと思います。

成年年齢引下げを見据えた「消費者教育」の推進について

柏市消費生活センター所長 諏訪部 正敏

近年、我が国においては、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、絶え間のない技術革新等により、社会構造や雇用環境が急速に変化し、予測困難な時代になっていると言われていています。

また、昨年度は「令和」という新たな時代を迎える中、秋の台風15号・19号、冬の新型コロナウイルス等、今までに経験したことのない事象が身近に多発し、これらの災害に関連した消費者被害・トラブルの相談も全国の消費生活センターに寄せられています。

こうした中、2022年4月施行予定の「成年年齢の引下げ」を見据え、18歳で有効な契約ができるようになる、これからの子どもたちに対する、実践的な消費者教育の推進が急務となっています。

消費者教育については、従前の「消費者被害に遭わない」ためだけでなく、社会の一員として、社会に参画する主体として自立した消費者、つまり「消費者市民」を育成していくことが大変に重要であると考えますが、現在の我が国においては、何よりも社会全体で「若年成人」が「成熟した成人」になることができるような支援が必要であると考えています。

本市としても、学校における消費者教育が、2年後に迫った「成年年齢の引下げ」に円滑に対応するとともに、「柏市消費者教育推進計画」に沿った、ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進につながるよう、引き続き支援してまいります。

最後に、この2年間、本連絡会の運営に御理解・御協力をいただいた各委員の先生方並びに関係者の皆様に、心よりお礼申し上げます。

学校における消費者教育と本事例集の使い方

この事例集は、柏市消費者教育推進連絡会委員の先生方が「消費者教育」についての研修や話し合いを重ね、知識や理解を深めた上で行った消費者教育の提案授業を集めたものです。

実施教科は、生活科，社会科，技術・家庭科，特別の教科 道徳で，学習指導要領に基づき，普段の授業の中で無理なく実施されています。

「児童生徒の様子・変容」「成果と課題」もまとめてありますので，関連する教科の指導計画を立てるときに参考としてもらえればと考えております。

また，現代の消費生活は「情報機器，インターネット」抜きでは成り立ちません。そこで，本事例集には，柏市の学校で行われているICT教育の様子と，情報教育を専門とする千葉県立佐倉高等学校 情報教育担当教員の佐藤委員による情報教育への提言も掲載しました。

人は，生まれてから生を終えるまで，誰もが消費者として暮らすことになります。「消費者教育」と名付けるまでもなく，全ての教科はよりよい消費者としての能力を育む糧になっています。「消費者教育」に一時間を費やさずとも，日々の児童生徒との会話の中で消費者教育はできますので，教科を問わず，多くの先生方に、『消費者教育に取り組んでみよう』と，まずはこの事例集に目を通して頂けたら幸いです。

◆これら授業事例は，過去の事例と共に「柏市消費者教育ポータルサイト」<http://www.scenter.kashiwa.ed.jp/>にも掲載しています。授業のために作成したワークシートやスライドの一部もウェブ上に掲載していますので，自由にダウンロードしてお使いください。



下のQRコードからアクセスいただけます



柏市教育委員会指導課指導主事 関根 典和

目 次

□消費者教育を充実させるために	i
柏市教育委員会指導課長 逆井俊彦	
□成年年齢引下げを見据えた「消費者教育」の推進について	ii
柏市消費生活センター所長 諏訪部正敏	
□学校における消費者教育と本事例集の使い方	iii
柏市教育委員会指導課指導主事 関根典和	

<授業実践例>

(1) 小学校 特別の教科 道徳	9
情報モラル「けいたい電話の落としあな」	
(2) 小学校 生活科	15
えがおいっぱい！名戸ヶ谷のまち	
(3) 中学校 社会科（地理的分野）	23
『食の安全・安心』とは	
(4) 中学校 社会科（公民的分野）	36
契約と消費生活	
(5) 中学校 技術・家庭科（技術分野）	45
ネット時代の消費生活	
～インターネットショッピングを安全に利用するために～	
(6) 中学校 技術・家庭科（家庭分野）	55
「よりよい消費生活のために」	
～もうすぐ18歳 どうかわる？～	
(7) 高等学校 家庭基礎	64
住生活をつくる ～一人暮らしの家選び～	

<資料編>

1 柏市のICT教育！	75
2 学校における情報教育への提言	78
～高等学校情報科担当教員の目から～	
3 柏市消費者教育推進計画	84
4 消費者教育の推進に関する法律（抜粋）	86
5 学習指導要領における消費者教育に関する主な内容	87
6 柏市消費者教育推進連絡会について	89
7 柏市消費者教育推進連絡会つうしんNo. 20～25	90

授業実践例

授業実践例 1 《情報社会対応》

実施日	令和元年10月24日（木）5校時	
題材名	情報モラル 「けいたい電話の落としあな」	
実施校	柏市立西原小学校	
学年/教科等	第4学年	特別の教科 道徳
指導者	石神 喜寛	

1 題材について

(1) 題材(単元)の設定について

「新しい道徳 4年」(東京書籍)の巻末に情報モラルに関する物語が掲載されている。物語の内容は、携帯電話の便利な面と危険な面を家族で話し合うというものである。物語では、危険な例として、歩きスマホやいじめ、架空請求の3つが紹介されているが、現在の携帯電話(スマートフォン)は、数年前と比べ多くの機能が備わり、危険性も多様化している。本授業では、より身近に情報モラルに関する問題を児童が捉えられるよう、補助資料(パワーポイントのスライド)を活用し授業展開することにした。

補助教材では、現実には起こっている依存症やSNSでのいじめなど、身近に起こっている問題を事例としていくつか紹介する。そのような事例を通して、携帯電話(スマートフォン)の適切な扱い方について考えさせるだけでなく、インターネット上であっても相手意識が重要であることに気付かせたいと考えた。

また、道徳科における現代的な課題として、情報モラルに関する指導を充実する必要があると「学習指導要領 解説 特別の教科 道徳」に記載されている。本授業を通して、携帯電話(スマートフォン)だけでなく、ゲーム機器などを含めたIoT機器の便利な面と危険な面にも着目させる。そして、これからの社会を生き抜いていく児童に、IoT機器を適切に扱う方法を考えるきっかけとなるような授業を展開したいと考えた。

(2) 目標

- ・なにごとにもよく考えて行動する大切さに気付く。
- ・携帯電話(スマートフォン)を扱う際に便利な面と危険な面があることを知り、適切な判断ができるようにする。

2 本時

(1) 目標

- ・他者意識を持ち，よく考えて行動する大切さに気付く。
- ・携帯電話（スマートフォン）を扱う際に便利な面と危険な面があることを知る。

(2) 消費者教育の視点

- ・社会で起きている事件の事例をもとに，便利な面と危険な面を子どもたちに捉えさせる。その上で，携帯電話（スマートフォン）を扱う際に，どのように扱うべきか考えさせ，議論につなげていきたい。最終的に状況に応じた適切な判断ができるようにさせたい。

(3) 展開

時配	指導内容・学習活動	指導上の留意点 (■消費者教育の視点・◎評価)	備考
見出す 5分	1. 携帯電話（スマートフォン）のイメージを共有する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> けいたい電話は，どのように使うべきだろう。 </div> ・学習する前の課題に対する考えを書き，発表する。	■便利な面と危険な面があることを説明する。	
調べる 15分	2. 資料を読み，話し合う。 ・とも子が携帯電話を持ちたいと思ったのはなぜか。 ・なぜお父さんはとも子に「よく調べてから」と言ったのか。	・物語の内容を捉えられるよう，ゆっくりわかりやすく範読する。 ・便利な面があることを理解させる。 ・携帯電話には，危険性があることを理解させる。	教科書の内容をスライドにまとめたもの

<p>深 め る 15 分</p>	<p>3. 補助資料で、携帯電話の 便利な面や危険な面について 考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 便利な面を紹介する。 ・ 危険な面を紹介する。 ・ 実際、人間関係などでトラ ブルになることについて知 り、対処方法を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分なりに判断できるよ う支援する。 ・ 事例を紹介する際には、 具体的な予防法や対処方法 を教える。 	<p>事例の 資料 (スライ ド)</p>
<p>ま と め あ げ る 10 分</p>	<p>4. 振り返りを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話を使うときに自分 が気を付けるべきことをワー クシートに書く。 ・ 全体で発表する。 	<p>◎話し合いを通して、友だ ちの発言から多面的に考え られている。(ワークシー ト・発言)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活と結びつけて考えら れるよう助言する。 <p>◎授業のはじめと比較し て、考えを深められている か。(ワークシート)</p>	<p>ワー ク シ ー ト</p>

3 実践報告

(1) 児童生徒の様子・変容

【授業を受けた児童の感想】

- ・「今までより、ゲームやスマートフォンをやる時間を少しでも減らすようにしたい。休憩時間をいつもより多くしていきたい。」
- ・「学校から帰ったら、家の人に相談する。使いすぎないように、見守り設定を入れているけど、トラブルにならないようにしたい。」
- ・「スマートフォンは、持っていないけれど、いつか持つと思うから、勉強を優先してからやるようにしたい。この1時間で、スマートフォンは危険なことを知りました。」
- ・「携帯を触る時には、学校の宿題などのやることを終わらせてから、お母さんお父さんに許可をもらってからやる。そして、ゲームやいろいろなことをやる時は、時間を決めてやる。」

- ・「私はスマートフォンを持っていないので、もし持つようになったら今日勉強したいろいろなことを守りたい。ゲームは持っているので、時間を守って遊びたいと思った。」

■児童の書いた授業の感想から、スマートフォンなどのIoT機器の便利な面だけでなく危険な面を知ることができていた。また、様々な視点から扱い方について考えを深めることができたことがわかった。本授業において、スマートフォンの使い方について考える際には、「家族に相談する。」「時間を守って使う。」「家族でルールを作る」など、児童から多様な意見が出ていた。

(2) 成果と課題

○成果

- ・補助資料を活用することで、内容理解が容易になった。
- ・補助資料として、パワーポイントのスライドを使いながら具体的な事例を紹介することで、児童が身近な問題として捉えることができた。
- ・授業を通して、携帯電話（スマートフォン）やゲーム機器の扱い方を見直すことができた。
- ・身近な問題を例として取り上げることで、より実践的な解決策を考えることにつながり、自分事として捉えることができた。

○課題

- ・具体的な事例をいくつか示したが、発達段階を考慮すると難しい内容があった。学年や生活環境など、児童の実態をより細かく把握する必要があった。
- ・教科書の内容と実際に起きた事例を紹介していったため情報量が多かった。そのため、話し合いの時間や十分に思考させる場面が少なかった。
- ・情報モラル教育は年に数回ではなく、定期的に行っていかなければいけない。また、家庭とも連携を取りながら行えるよう、保護者との共通理解が必要である。

(3) 使用教材・資料等

- ① 4年 新しい道徳（東京書籍） 「けいたい電話の落としあな」
- ② ワークシート（罫線のみ）
- ③ パワーポイント資料（実際に起きた事件の事例を写真や動画などで提示）

【児童が書いたワークシート】

けいたい電話の落とし穴

①健康や生活
 ・目が悪くなる・生活バランスが崩れる。
 ・だらだらしては、かりでえいようがありとれない。
 ・いつでもスマホを見たくなくて、勉強に集中できない
 ・心が折れる。イライラする

②ネットはどのように使えばよいだろう。
 ・毎日、1時間と時間を決める。多く数の友達と連らく先を交かんしない。スマホを目に見えるところにおかない。

③これからどう使う？
 これから、使う時間を決めて、必要な時以外、使わないようにする。あらかじめ、友だちに使、ちいけない時間を伝えて、あまり連らくしないようにする。使う時は、家の人に、何時から何時まで使うかを決めておいて、家の人に伝える。

感想
 家ではスマホをあまり使わないようにする。家の人話して使わない時間を決める(知り合いと合わない)

けいたい電話の落とし穴

①健康や生活
 ・目がわるくなる・体ちょうがわるくなる・わぶそくなる。
 ・依^た頼^りしょうになる・しゅうちゅうできなくなる・イライラしてくる

②ネットはどのように使えばよいだろう。
 時間ルールをきめる。メールがずっときたら、グイグイかたいたことをいはいいい、ほどほどにする。

③自分たたら、どのように使っていきたい？
 ルールを守ってほどほどにする。相手の立場を考えてメールをする。しらない人とあわない。いじめるいじめるを考^ええな^いい。勉強もし、かりする。いくだい、よいをおわらせてからやる。

④感想
 今日、勉強したこといろいろなごんなごりがわかりました。わたしも高校生にならせつと思^ううから、気をつけて使うようにする。

けいたい電話の落とし穴

①健康や生活
 始めは、勉強かわかっている。けい^{たい}を^持て^しま^うと、勉強か^てでき^なく^たって^しま^うと、ゲームをしてると目がくらくらぬ。

②ネットはどのように使えばよいだろう。
 ネットをやる時は、宿題や、いかにやることを終わらせてからネットをやる。そして毎日毎日けい^{たい}を^いち^りな^いいでこまめにけい^{たい}を^いち^りな^い時間

③自分たたら、どのように使おう？
 わたしは、家の勉強や学校の宿題おつら^いけい^{たい}を^おわ^らせ^てお母さんのおつら^いけい^{たい}を^おわ^らせ^てからお母さんお父さんにきか^をら^して^{けい}たい^をし^じて^います。そしてこれからは、ゲームや^りき^を注^意して安全に、ルールを守って、けい^{たい}を^いち^りな^いと思^います。

感想
 けい^{たい}を^しる^時には、学校の宿題や、やることを終わらせてからお母さんお父さんにきか^をら^して^{けい}たい^をし^じて^います。そしてゲームや^りき^を注^意して安全に、ルールを守って、けい^{たい}を^いち^りな^いと思^います。

けいたい電話の落とし穴

①健康や生活
 視力が落ちる 病気になるやすくなったり、言うつもりはないのにばうけんをはいたりする。

②時間を決める。1日〇回までと制限する。もしくは、ゲームではなく勉強や体か^つりをする。(動画やゲームをやめる)(※仲間外れになつたりしたら、少しがまんし、その人たちの視力が落ちたりしたときにはか^んに^しま^じょう)

③どうしても日時や、時間を決めてその時間の中にやる。必要以上に使わない。使ったら、休けいをとる。

やりすぎないようにしようと思^った。ネットいそ^ろにはな^りた^くない

【補助資料（パワーポイントのスライドの一部）】



小学生が持っている割合 【内閣府調査】

2017年	22%
2018年	23%
2019年	45%

みんな持っているからスマートフォンがほしい。

とも子

とも子も持っている、べんりかもしれないね。

お母さん

スマートフォンはたしかにべんりだし、お父さんの仕事でも必要だ。だけど、きけんなこともある。

お父さん

スマートフォンはたしかにべんりだし、お父さんの仕事でも必要だ。だけど、きけんなこともある。

事故

いじめ

ネット依存

犯罪

お金

ネット依存

インターネットのやりすぎで、健康や生活がこわれてしまうこと

注意

1. 夜12時をこえるときがある
2. 使っていないなくても気になる
3. なかなかやめられない
4. 勉強中でも見たり使ったりする
5. ふとんやお風呂でも使う など

学校で無視されたり、LINEで悪口を言われたりするのが心配。

返事をしないと無視したと思われるのが怖い。返信を続けるのがつらい時もある。

やめると仲間外れになる

静岡県 菊川市立菊川東中学校

【ネット依存の生徒】

2016年 54% → 2018年 34%

1. 使った時間を記録
2. 使うルールを決める
3. 家族と協力する

柏市立松葉中学校

スマートフォン防犯へ実験

柏市 中学生親子に対策アプリ



これから使っていくだろうスマートフォン自分だったらどのように使っていきたいですか？

4 教育委員会から

スマートフォンの利便性と危険性について、健康面や依存の問題を切り口にしてネットモラルを学習することができました。自分がスマートフォンを持った時をイメージしながら児童が取り組めるよう、ICT機器を効果的に使用しています。今後は、物の売買だけではなく、実体のない物の価値について対価を支払うなどの消費も増えていきます。その点について、学びが深まるよう工夫があるとさらによいと思います。

授業実践例 2 《消費者市民社会の構築》

実施日	令和元年 1 1 月 8 日（金）	
単元名	えがおいっぱい！名戸ヶ谷のまち	
実施校	柏市立名戸ヶ谷小学校	
学年/教科等	第 2 学年	生活科
指導者	佐藤 沙織	

1 単元について

(1) 単元の設定について

本単元は、通学路を軸に地域の様々な場所へ行き、そこで生活している人や働いている人々とかかわりながら、地域への親しみや愛着がもてるようにすることを目指している。また、消費者教育の視点として、「物の選び方、買い方を考えて適切に購入する」「約束やきまりの大切さを知り、考える」「物を大切に使う」力を養いたい。

商品を選ぶ際にまず、「本当に必要なものなのか、予算内で買えるのか」を考えて商品を購入する必要がある。これは自分事として、2年生の児童でも考えやすい内容である。しかし、商品を販売する「生産者・販売者」にも思いがあり、消費者のことを考えながら生産・販売していることに気付く児童は少ないと考える。

そこで、身近な場所にある施設（お店・幼稚園・保育園・農園など）で働く人を取材する中で、生産者・販売者の思いを知り、物を大切にしたり、約束やきまりの大切さを知ったり、いろいろな思いを考えながら商品を購入できたりする児童を育てていきたい。そのために、取材をする際には、「人の思い」を中心に行い、また取材したことを家族や地域の人に伝えることで、より地域への愛着を深めながら、消費者としての素地を養っていきたい。

(2) 目標

- 地域で働く人々には、様々な思いがあることを知り、物を大切にしたり、きまりを守ったりしようと思える事ができる。
- 学んだことを友達や家族、地域の人へ伝えることで、地域への愛着を深めることができる。

2 指導計画

時	指導内容	消費者教育の視点での目標
1	通学路にある施設を調べ，町にはどのような施設があるのかを知る。	
2 3	学年みんなで町探検に出て，実際に町にある施設を確認する。	
4	発見したことをまとめる。	
5	もっと詳しく取材したい施設を決め，グループを作る。	
6～	取材の内容を考える。	
1 2	質問を決め，分担をする。	
1 3	探検や取材をする時に気を付けることを確認する。	ビデオや写真を撮る時は，相手に許可を得なくてはいけないことが分かる。
1 4 1 5	グループごとに町探検に出かける。	マナーに気をつけながら取材をし，どんな思いで商品を買ったりサービスを行ったりしているかを取材する。
1 6 ～ 2 8	取材したことをまとめる。 聞いている人が分かりやすいように発表の仕方を工夫する。	施設に来る人のために，工夫していることや仕事をしていてうれしいことを伝える。
2 9 3 0	名戸小学習フェスタで発表をする。	友達や他学年，家族へ向けて，施設の人の思いを伝えることで，施設や地域への愛着につなげる。
3 1	自分ができるようになったことを中心にふり返しを行う。	
3 2	名戸ヶ谷の施設で働く人の工夫を知る。	施設に来る人を笑顔にするために工夫していることが分かる。
3 3 本時	施設で働く人を笑顔にするために自分たちができることを考える。	自分たちが地域で働く人のためにできることを見つける。
3 4 ～ 3 6	学んだことをパンフレットにまとめる。	働いている人の思いを考えながら，これから自分ができることやしていきたいことについて考えをまとめる。

3 本時

(1) 目標

地域には、お客さんや子ども達のことを考えて働いている人が多くいることに気づき、思いを受けとめながら、自分の生活に生かそうとすることができる。

(2) 展開

時配	指導内容・学習活動	指導上の留意点 (■消費者教育の視点・◎評価)	備考
見出す10分	<p>1. 名戸小学習フェスタでの発表を思い出しながら、施設の人工夫を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増尾城址公園では、気持ちよく過ごせるように掃除をしているよ。折れた枝を落として安全にも気をつけてくれた。 ・名戸ヶ谷保育園では、怪我をしないように画びょうを使わなかったり、角にぶつけないように先生は見守ったりしていた。 ・ミニストップでは、元気なあいさつをしてお客さんに気持ちよく買い物をしてもらってた。 ・回生の里では、お年寄りに病気をうつさないように、マスクをしたり、消毒をしたりしているよ。車いすの人のためにエレベーターのボタンが低い位置についていて、車にもそのまま乗れるんだって。 ・二木の菓子では、お客さんが買い物をしやすいように商品を種類ごとに並べたり、説明を書いたりしているよ。 ・ローソンでは、お客さんの要望を聞いておいしい商品を 	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような工夫があったのかを思い出す。 <p>■施設に来る人を笑顔にするために、様々な工夫をしていることが分かる。</p>	

<p>たくさん作っているよ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホザナ幼稚園では、子ども達が喜ぶように歌やダンスをたくさんしたり，教材を工夫したりしているんだって。 ・シャトードコーマルでは，誰でも入れるように入口にはスロープがついていて，段差がないようにしていたよ。 	<p>■地域には，お客さんや子ども達のことを考えて働いている人がたくさんいることに気付く。</p>	
<p>自分で取り組む 20分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>④ 施設の人のためにできることを考えよう。</p> </div> <p>2. 施設の人のうれしいことを思い出しながら自分ができることを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増尾城址公園の人は「この公園きれいですね。」って言ってもらえると嬉しいって言ってたよ。たばこを捨てる人がいて困っていた。 ・名戸ヶ谷保育園やホザナ幼稚園の先生は，子ども達ができることが増えたり笑顔が返ってきたりするとうれしいみたい。 ・ミニストップやローソン，二木の菓子では，「おいしい。」って言ってもらえるとうれしいんだね。 ・回生の里では，お年寄りが喜んでくれると嬉しいんだよ。お年寄りに優しくして欲しいってお願いされたな。 ・シャトー・ド・コーマルの高丸さんは，人と話すと元気が出るって言ってたよ。目と目を合わせて話すことが大事なんだって。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の人がうれしいことを発表し，自分ができることを考えさせる。 <p>◎自分にできることを考えることができたか。</p>	<p>ワークシート</p>

<p>広 げ 深 め る 10 分</p>	<p>3. 友だちの発表を聞き，自分もやってみたいことを付け加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お店やさんに行ったら，元気にあいさつをして，「おいしいよ。」って伝えたいな。 ・たくさんお仕事があるから，迷惑になることをしてはだめだね。 ・公園ではごみを捨てないよ。 ・小さい子ができなくて困っていたら，できるように教えてあげて笑顔にしてあげたい。 ・お年寄りに優しくしてあげよう。困っていたら助けたいな。 ・高丸さんの所に行って，いっぱいお話ししたいな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・記入できなかったところがあった時は，友達の発表を聞いて記入する。 <p>■施設の人が喜ぶ行動を考 えることができる。</p>	
<p>ま と め あ げ る 5 分</p>	<p>4. 振り返りをする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次時は，今まで学んだことをパンフレットにまとめることを伝える。 	

4 実践報告

(1) 児童生徒の様子・変容

町探検の時に，どのグループも「仕事をしていてうれしいこと」をインタビューしていたため，それをヒントにして，「施設の人のためにできること」をどの子も考えることができた。その中で，「たくさん買い物をする」がお店の人にとって良いことだという発言があった。そこで，「みんながたくさんお金を持って買い物をすることは，いいことかな」と聞くと，「それは無駄遣いだからだめだ」と考えを改める場面があった。施設の人達が利用する人のために，た

くさんの工夫をしているという学習があったからこそ、自分たちも施設の人を喜ばせたいという気持ちが高まり、消費者として自分ができることを2年生なりに考えてまとめることができていた。

(2) 成果と課題

○成果

「名戸ヶ谷の町を笑顔にするために、がんばってくれている人達のことをみんなに教えてあげよう」という目的のもと始まったこの単元は、名戸小学習フェスタで全校児童・保護者に学んだことを発表し、パンフレットという形でまとめることができた。単なる施設の紹介に留まらず、働いている人の工夫や思いにまで取材をしたため、保護者のアンケートからも「身近な施設なのに、知らなかった」「久しぶりに行ってみたいになった」等と地域の施設と地域に住む人を結びつける機会になった。

何度も行っただことがあるのに、「施設を利用する人のために、工夫をしている」という視点に初めて気づいた子どもたちは、そのメッセージを大切に受け止め、大勢の人へ発信してきた。安全への配慮、分かりやすくするため・喜んでもらうための工夫、今まで気づけなかったことをみんなにも知って欲しいという気持ちが、発表やパンフレットに形となって表れ、どの子も意欲的に活動することができた。そして、本時で考えたように、「公園でゴミを捨てない」、「お店の人に迷惑になるようなことはしない」、「おいしかったと感想を伝えたい」という気持ちをこれからも持ち続ける賢い消費者として育っていくことを期待したい。

○課題

名戸小学習フェスタに見学させていただいた施設の方を招待したところ、実際に見に来てくださった施設が3つあり、学んだことを直接伝えることができた。忙しい中、ていねいに対応してくださった施設の方が、子どもたちの発表を聞くことで、仕事をがんばる糧にしていたら幸いだと思う。本来ならば、来られなかった方にも発表を動画などで見せたいと思っていたが、時間がとれず行えなかった。何らかの形で返せる方法を考えたい。また、施設の人のためにできることを考えただけで終わっているのも、「実際に喜ばせに行きたいな」という感想を持った子もいた。学校として何度も施設へ行くことは難しいので、家庭の協力を得ながら、これからの交流が続いていくと良い。

【授業の様子】

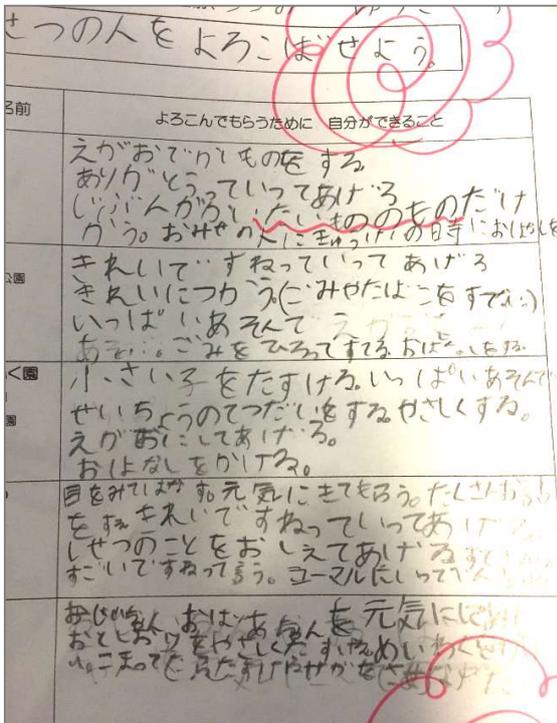


始めに取材の時に教えてもらった「施設の人がうれしいこと」についてまとめ、それをヒントにして、できることを考えた。

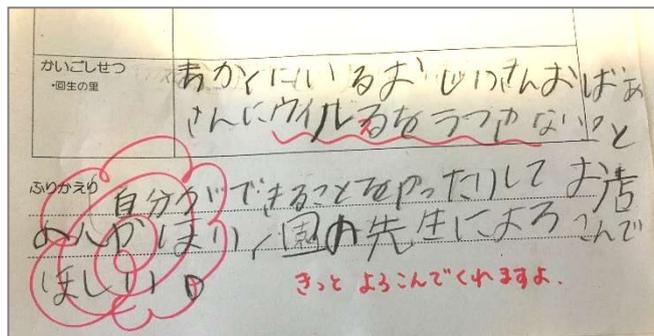
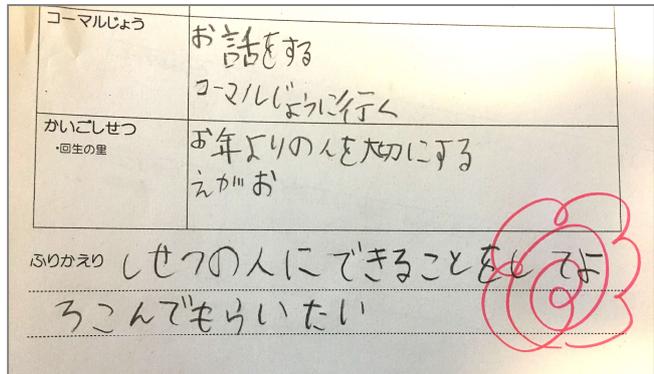
大切なキーワードを残すことで、ワークシートを記入する時のヒントになるようにした。

(3) 使用教材・資料

【使用したワークシート】

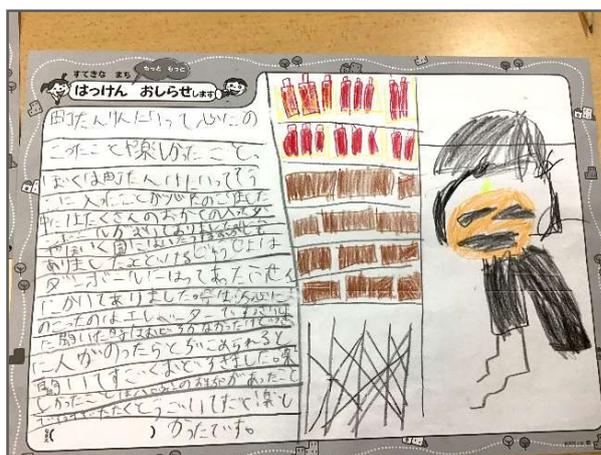
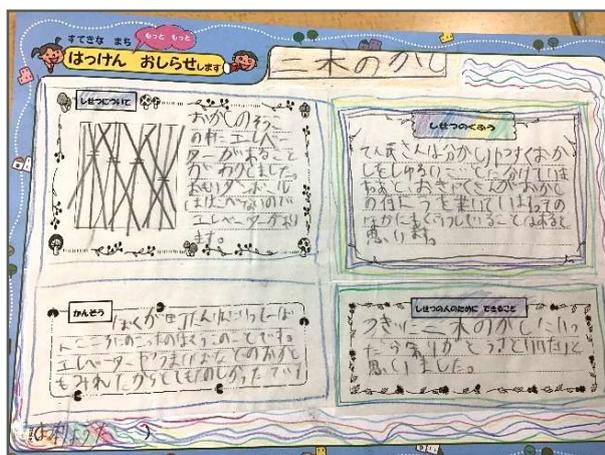
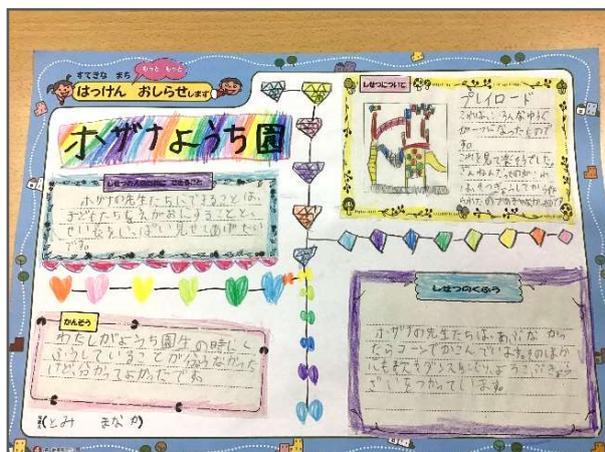


【振り返り】



＝えがおいっぱい！名戸ヶ谷のまち＝

【作成したパンフレット】



5 教育委員会から

小学校2年生が、身近な店や公共施設において、様々なサービスを受けることは経験していても、消費について生産者などの相手の立場になって考えることは、なかったのではないかと思います。その中で、どのようにしたら、お互いに気持ちが良いかという視点を持ち、消費者教育を進めたことは、とても良いと思います。もっとたくさんの考えを深められるとさらによいと感じました。

授業実践例 3 《消費者市民社会の構築》

実施日	令和元年10月18日（金）	
題材名	『食の安全・安心』とは	
実施校	柏市立柏中学校	
学年/教科等	第2学年	社会科
指導者	鴫巢 寿	

1 題材について

(1) 題材の設定について

昨今、食の安全に関するトラブルが後を絶たない。産地の偽装や異物の混入などに留まらず、成分や製法の偽装なども起こっている。

「食の安全」を守るためには、消費者自身が、自ら「食の安全」に関する知識や、見極める目・考え方を養う必要がある。社会科の地理的分野では、第2章、第3章で、日本と世界との比較・日本の各地域の特徴を捉える中で、日本の農業について学ぶ。そこで、日本の農業について学ぶ機会を利用し、消費者教育の一環として「食の安心・安全」を考えることにつなげていきたい。特に今回は農業の産地に焦点を当て、「生産者が見えること」の大切さを知る機会としたい。生産者の「顔」が見えることで生産物の責任の所在を明らかにすることは、偽装を避ける手段の一つとなる。本校の生徒は、昨年度から「グループでの話し合い」を度々行っていることもあり、「意見を出す」ということに関しては慣れている。そのため、まずは「なぜ偽装などのトラブルが起こってしまうのか」を考えさせ、「どうすれば被害を防ぐことができるのか」を生徒なりに考えさせる。その後、消費者として身に付けてほしい知識や考え方につなげていきたい。

(2) 目標

- ・「食の安全・安心」は、自分で意識することでまもることができる可能性が上がることを知る。
- ・生産物の先に「生産者」の存在があることを意識できるようにする。

2 本時

(1) 目標

「食の安全・安心」という言葉を生徒に印象付け、賢い消費者になれるように商品選択のための知識を得る。(生産者が明確な商品の安全性の高さを知る)

(2) 展開

- ・グループワークによる話し合い活動を通して、「なぜ偽装などのトラブルが起こってしまうのか」「どうすれば被害を防ぐことができるのか」を生徒なりに考えさせる。
- ・柏市の農産物直売所「かしわで」を例に取り上げ、どのように販売が行われているかを知ること、消費者として身に付けてほしい知識や考え方を学ぶ。

時配	指導内容○・学習活動●	指導上の留意点 (■消費者教育の視点・◎評価)	備考
見出す10分	<p>○食のトラブルに関する画像を映す 質問「このニュースを知っていますか」</p> <p>●提示された画像を見て発表する (産地偽装・異物混入・成分偽装など)</p> <p>○『食の安全・安心』という文字を映す 質問「この言葉を聞いたことがありますか」</p> <p>●提示された画像を見て発表する</p> <p>○本時のテーマを板書する</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「食べる」の安全を守るためにはどうしたらいいのだろうか？</p> </div>	<p>◎積極的に発表ができて いるか</p> <p>■知らない生徒が多かった場合、簡単に事件の説明をする</p> <p>◎積極的に発表ができて いるか</p>	<p>プロジェクター準備</p>

<p>調 べ る 20 分</p>	<p>○ワークシートを配布する</p> <p>活動1 「なぜ偽装などの食品トラブルが起こってしまうのか」を考える</p> <p>○質問を板書する 質問「なぜ、産地偽装などの食品トラブルは起こってしまうのだろう」</p> <p>●小グループで話し合い</p> <p>●各グループ1人ずつ発表する</p> <p>活動2 「どうすれば被害を受けることを防げるか」を考える</p> <p>○質問を板書する</p>	<p>机間指導で様子を見る</p> <p>■利益の追求などの意見が出ることを予想されることが考えられていないことを確認</p> <p>◎話し合いに参加し、自分の考えを発表することができたか</p>	<p>ワークシート</p> <p>・男女混合になることは無作為のグループなので、話し合いの進行具合を把握し、進行が滞っている場合は支援する。</p>
<p>深 め る 10 分</p>	<p>主発問 どうすれば被害を受けることを防ぐことができるだろう？</p> <p>●小グループで話し合い</p> <p>●各グループ1人ずつ発表する</p> <p>○発表終了後、消費者となったときの考え方として、「生産者」の存在を意識することを話す</p> <p>○「かしわで」を例に挙げ、「生産者の顔が見える販売」を紹介する</p> <p>●顔が見えることの利点を話し合う。(話し合いは2分程度)</p>	<p>■どうすれば「事件が起こらないか」ではなく、どうすれば「被害を防げるか」を話し合わせる。</p> <p>◎話し合いに参加し、自分の考えを発表することができたか</p> <p>◎話し合いに参加し、自分の考えを発表することができたか</p>	<p>話し合いの状況に応じてヒントを与える</p>

<p>まとめあげ10分</p>	<p>○まとめとして，本時の感想を書かせる</p> <p>●自分たちの話し合いと，教師からの話を踏まえて感想を書く</p> <p>●感想をシェアする（グループ内発表）</p> <p>●グループの中でどのような感想が出たか，発表する</p>	<p>■食の安全・安心を守るため，売り物の向こう側に生産者がいるということをしかりと意識させる</p> <p>◎食の安全・安心を守るために，生産者の存在を意識できるようになっているか</p> <p>◎話し合いに参加し，自分の考えを発表することができたか</p>	
-----------------	---	--	--

3 実践報告

(1) 児童生徒の様子・変容

『食の安全』を取り扱ったが，ニュースで耳にしたことがある生徒も多く，導入から興味を持って授業には取り組んでいる様子が見られた。なぜ食品偽装が行われてしまうのかという点に関しては，話し合う前は「お金稼ぎのため」というマイナスの意見しかなかった生徒が多かった。しかし，「会社を守ることは社員の生活を守ることにともなるから，偽装を決断した人にも葛藤があったのではないか」といった意見を聞いたことにより，この問題の難しさや，無くならない闇の深さなどを感じるようになった。それが，このあとの「どのように被害を受けることを防ぐか」ということを考える際に，真剣に考える生徒が多かったことにつながったのではないかと思われる。授業後には，紹介した「かしわで」に行ってみたという生徒や，食品表示を今まで以上に意識するようになったという声を上げる生徒がみられた。

(2) 成果と課題

○成果

『食品偽装問題』は，今後もなくなっていく保障は全くない問題である。そのため，「どのように被害を未然に防ぐか」を考える機会

を作れたこと、「被害を防ぐための手段の一つ」を紹介できたことは大きな成果であると考えます。生徒の感想にも、「食べ物を買う際には、産地や生産者のことを意識したい」という内容の記述が多く見られました。「かしわで」に近い立地であるため、実際に見に行ってきた生徒が多かったこと、食品表示を意識する生徒が増えたことも成果である。

○課題

この授業で目指した目標については達成できていると考えます。今後の課題は、この次にどのようにつなげるかである。時間的に難しいが、現地（例えば「かしわで」など）で、働いている方々や、農業を行っている方々と直接お話をする機会があれば、尚効果が期待できるのではないかと考えます。しかし、3年になったら公民的分野でも学ばせたいことがあるため、実現するためにはかなりの準備が必要であると考えます。

(3) 使用教材・資料等

- 掲示資料：パワーポイントを作成
- 教具：PC・プロジェクター
- ワークシート（次のページに記載）

4 教育委員会から

「食品偽装」というテーマに沿って生産者と消費者の両側面の立場で課題解決を行うことができました。「なぜ偽装が起こってしまうのか」（生産者）、「食品偽装の被害に遭わないようするにはどうしたらよいか」（消費者）という問いに対して話し合いを行っていました。柏市の取り組みや「かしわで」などの具体例を学ぶ中で、自分自身が消費者であることを再認識できたことは、次の学習につながります。

 **2年地理 食の安全・安心**

「食べる」の安全を守るためにはどうしたらいいのだろう？

☆ 『食の安全・安心』を守るためには？

Q1. これだけ騒がれても次々出てくる『 』なくなると思いませんか？

YES (なくなる) ・ NO (なくなるらない)

Q2. _____

Q3. いつ起こるかわからない『 』。

最後に、今回の感想を書いてみましょう！

質問です。

1

みなさん
『**食べ物**』を買ったことは
ありますか？



2

私も日々食料品を
購入しております☆

3

ではみなさん
こんな言葉を聞いたことは
あるでしょうか？

4

しょくひん ~~ぎそう~~
食品偽装
事実とは異なる内容を、
あたかもそれが本当かの
ように偽ること。

5

世の中では、この
『**食品偽装**』
に関する問題が
度々起こっています。

6

- 例えば…
- 北海道のスーパーで、**米国産の豚肉**を『**北海道産**』として販売（**産地偽装**）
 - 宮城県の業務用食材卸売会社で、冷凍海産物の**賞味期限**を**改ざん**

7

- 例えば…
- 定食屋で、付け合わせの**千切りキャベツ**を使いまわし
 - ホテルのレストランで出されている**メニューの偽装表記**

8

まだみなさんは
ニュース番組を
毎日見る習慣はないと
思うので、
意外と知らないかも
しれませんが

9

『食』

というものに関する
トラブルは
度々起こっています。

10

みなさん
ご飯を食べる
(食事をする)
のは好きですか？

11

今日は
人が生きる上で欠かせない
『食』
というものについて
考えていきたいと
思います。

12

本日の課題！

『食べる』の安全
を守るためには
どうしたらよい
のだろう？



13

では早速、
みなさんに質問です。

14

先ほどの例で、
○産地偽装
○賞味期限の改ざん
○食材の使い回し
○メニューの表記偽装
などの話をしましたが…

15

Q1.
これだけ騒がれても
次々出てくる
『食品偽装』
なくなると思えますか？



16

Q2.

『産地』や『成分・材料』
などの『偽装問題』は
なぜ起こってしまうの
だろう？



17

現実的に考えて
『偽装』の問題が
将来必ずなくなると
断言することは
私にはできません…

みんな
ごめんよ



18

Q3.

いつ起こるかわからない
『偽装問題』
被害に遭わないためには
どうしたら良いだろう？

どうしたらなくなるか？
ではないよ！



19

ちなみに
我々の住む
『柏市』では…

20



柏市 KASHIWA CITY

サイト内検索 キーワードを入力してください (例: 住民票) 検索

市役所案内 よくあるご質問 ソーシャルメディア

暮らし ビジネス 施設 組織

ホーム > 都市保健所 > 主な業務 > 食品衛生 > 食の安全への取り組み

食の安全への取り組み

① みんなで取り組む食の安全・安心

安心して食べられること…。安全なものを安心して口にできる幸せ。当たり前のようですが、毎日の暮らしにとって、最も大切なことの一つです。

② 食の安全を守るための計画・実施状況

食品の安全・安心を確保するため、食中毒発生時の対応、監視指導の実施体制、食品等事業者の自主管理の推進等について、事業計画や目標を定めるものです。

③ 食の安全への取り組み

「食品衛生」の他の分類

- > 食の安全に関するお知らせ
- > 食の安全への取り組み
- > 食品に関するお役立ち情報
- > 事業者のみさんへ

21



柏市 KASHIWA CITY

サイト内検索 キーワードを入力してください (例: 住民票) 検索

市役所案内 よくあるご質問 ソーシャルメディア

暮らし ビジネス 施設 組織

ホーム > 都市保健所 > 主な業務 > 食品衛生 > 食の安全への取り組み > みんなで取り組む食の安全・安心

食の安全・安心のために
みんなで取り組むこと

安心して食べられること…。安全なものを安心して口にできる幸せ。当たり前のようですが、毎日の暮らしにとって、最も大切なことの一つです。食品の安全性を確保するため、食の安全への取り組み。食品の製造・加工、流通、消費に至るまでの段階で安全確保に取り組むことが大切です。みんなが食品衛生への意識を高め、連携していくことが大切です。

① 食の安全・安心のためにみんなで取り組むこと

「食品衛生」の他の分類

- > 食の安全に関するお知らせ
- > 食の安全への取り組み
- > 食品に関するお役立ち情報
- > 事業者のみさんへ

22



生産者・食品事業者など

- 自主的な衛生管理のシステムをつくる・守る
- 法律や条例を守る
- 従事者や関係者の意識を高める
- 消費者や関係者に必要な情報を知らせる

消費者

- 食の安全・衛生について知る・学ぶ
- 安全な食品を選ぶ目を養う
- 食品に関する情報を集める

市

- 食品事業者への指導と食品関係施設の監視
- 市民や食品事業者に必要な情報を知らせる
- 食品に関する知識を広げる

安全・安心な食品づくりを進めていくために、柏市では、監視指導を計画的に実施しています。市公設総合地方卸売市場、食品製造施設、大規模小売店舗、大規模調理施設、給食施設などについての監視指導、柏まつりなどの大規模なイベント開催時の衛生的な取扱いの実施状況の確認、各種講習会などの実施を通じて、食品衛生に関する情報、知識の普及啓発を図り、食の安全確保に努めています。

• 食中毒発生・違反食品提供状況

「食品衛生」の他の分類

- > 食の安全に関するお知らせ
- > 食の安全への取り組み
- > 食品に関するお役立ち情報
- > 事業者のみさんへ

23

消費者にやってもらいたいこと

- 食の安全・衛生について知る・学ぶ
- 安全な食品を選ぶ目を養う
- 食品に関する情報を集める

どうやって？



24

ということで

25

消費者にやってもらいたいこと

- 食の安全・衛生について知る・学ぶ
- 安全な食品を選ぶ目を養う
- 食品に関する情報を集める

この項目に関して、
身近にあるものを紹介します。

26

スーパーなどの
食品売り場に置かれて
いるものには…

27



28

それが最近では
売り物によっては
このような感じに
なっているのを
見たことないでしょうか？

29



30

また、広告や
スーパーの表示などで…

31



32



33



34



35

現在、様々なところで
食の安全を守る
取り組みとして
『生産者の顔が見える』
売り物を販売する
ということが
行われています。

36

んで

38

柏市にも
こんなお店があるのを
ご存知でしょうか？

39



40



41



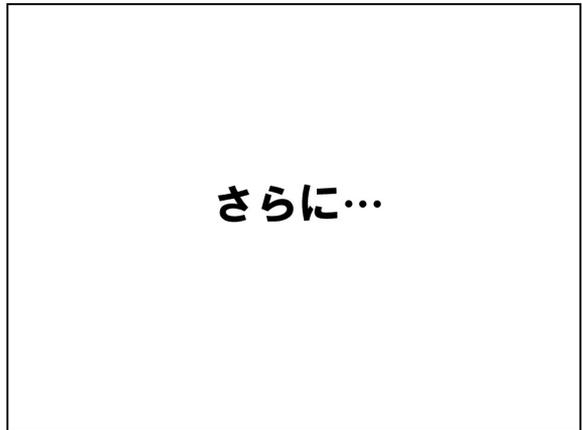
41



42



43



44



45



46



47



48

ちなみに
このお店は…

49



50

売り物も
料理も
店員さんも
とことん
『**顔が見える**』
お店になっています☆

51

まだ、世の中の全ての
お店が
『**生産者が見える**』
に対応されている
わけでは
ありませんが

52

世の中には
このようなお店が
あることを
知っておいてください。

53

しょくひん ^{ぎそう}
食品偽装
なかなかなくなる
という現実がある中…

54

自分や身近な人の
『**食の安全・安心**』
を守るために
すぐにでもできること。

55

消費者にやってもらいたいこと

- 食の安全・衛生について知る・学ぶ
- **安全な食品を選ぶ目を養う**
- **食品に関する情報を集める**

様々な手段を知り、自ら
『**安全・安心**』を守る
賢い消費者になってください。

56

授業実践例 4 《契約・情報社会対応》

実施日	令和元年12月6日（金）	
単元名	契約と消費生活	
実施校	柏市立柏第五中学校	
学年/教科等	第3学年	社会科
指導者	柳田 康太	

1 単元について

(1) 単元の設定について

消費者教育の視点に立って考える際に、まずは生徒たちが身近に感じられる内容で授業を行うことが重要であると考え。多くの中学生がより身近に触れているものとして、携帯電話が挙げられる。それは、SNSを通して多くの人と繋がることができる一方、契約を交わしたり、取引を簡単に行ってしまったたりすることができる一面もある。例えば、インターネットショッピングなどはその典型的な例であり、ボタン一つで容易に物の売買ができる。そのような環境にいる現代の子どもたちにおいて、今回の単元は実社会と結びついた非常に馴染みの深い単元であるといえる。

また、携帯電話がなくとも、日常生活において、新聞の折り込みチラシや、訪問販売、電話や路上での勧誘サービスなどで一度はその機会に触れ、各々選択を迫られた経験があるように思う。したがって、本単元において、実物教材（広告）を利用しながら、中学生段階から将来を見据え、消費者としての在り方を考えるきっかけを提供したい。

さらに、様々な広告を比較検討し、その広告にはどのような情報がどのように表示されているのかを教師が問うことで、色々なもの見方から公正に判断する力を養い、生徒の主体的な解答を期待したい。

また、消費者側だけでなく、広告を作成する企業側の視点に立ち考えさせることで、多面的、多角的なものの見方を学ばせたい。他にも、広告の問題点を考えたり、各自治体の取り組みを調べたりすることで、私たちが消費者として今後、どのような態度で社会に参画していかなければならないかを、主体的に判断し、思考できるようにする。

(2) 目標

本単元の指導において、広告を利用する。新聞折込みチラシ、ポスター、テレビCMの媒体を取り上げて、それらに潜んでいる問題点を個人で熟考したり、グループやクラス全体で比較検討したりすることによって、消費者の権利について問題意識を持たせる。

さらに、消費者保護についてどのような工夫がなされているのかに興味を持ちながら思考できるようにする。生徒の身近に感じられる馴染み深い広告素材を資料として厳選し、成績下位生徒や社会科が苦手な、好きではない生徒の知的好奇心を奮い立たせるような授業を目指す。

2 指導計画

時	指導内容	消費者教育の視点での目標
1	私たちの消費生活	<ul style="list-style-type: none">・商品と生産と消費を通して、暮らしを豊かにする仕組みが経済活動であることを理解する。・将来の家計の支出を予測し、検討することで、収入と支出のバランスとよりよい消費生活のあり方について考える。
2	契約と消費生活 (本時)	<ul style="list-style-type: none">・広告が消費行動に与えている影響に着目し、消費者主権について関心を持つ。・身近な広告を利用し、消費生活の権利やその保護について考える。
3	消費者の権利を守るために	<ul style="list-style-type: none">・消費者の権利とその保護について、具体的な被害例や対応策などを通して考え、考えたことを表現する。・身近な消費生活を通して、自立した消費者として権利とともに責任を負っていることに気付く。

4	消費生活を支える流通	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な商品の流通経路に消費者として関心を持つ。 ・流通の仕組みや役割，流通の合理化の取り組みについて調べ，理解する。
---	------------	--

3 本時

(1) 目標

- ・ 広告が消費行動に与えている影響に着目し，消費者主権について関心を持つ。
- ・ 新聞折込みチラシ，ポスター，テレビCMの3つの広告の問題点を読み取り，消費者として大切なことは何かを考えることができる。

(2) 展開

最初に消費者と経済についての小テストを行い，ALを行う上での必要な知識をおさらいし，確実に知識を習得させる。

次に学習課題を提示する。本課題は誰もが目に触れたことがある様々な種類の広告を使って授業を行うことを説明し，本授業に対しての興味関心を持たせる。

展開に関して，最初に，新聞折込みチラシ（塾の勧誘チラシ）を使ってこの広告のどこに問題点があるのかを，個人やペア学習で考え，話し合う。次に，最近ニュースでも取り上げられている，厚生労働省が出した「人生会議」の啓発ポスターについてその是非を全体に問う。最後は，携帯電話会社が製作したテレビCMについての問題点をグループで話し合い，その内容をホワイトボードに記入し，クラス全体で共有する。

まとめとして，学習課題に対する答えをもう一度問い，個人で思考した意見を，他者に自分の言葉で発信し，対話的な活動を通して自分の考えをアウトプットさせて，授業の結びとする。

ま と め あ げ る 10 分	5. 広告を見る際に、私たちが 気を付けなければいけないこ とや大切なことを考え、まとめ る。	■今後の実社会において、自 分自身の将来を想定し、消費 者として大切なことを考える。 ◎自分の考えをしっかりと持ち、 内容をまとめることができる。
---------------------------------------	--	---

4 実践報告

(1) 児童生徒の様子・変容

授業中の生徒の様子として、どの生徒も教師の指示をしっかりと聞き、課題に対して意欲的に話し合い、答えを導きだそうと努力していた。消費者教育の授業としては、単元の中で2回目の授業であり、日々の予習、復習などを通して、大部分の生徒が今回の授業でアクティブに活動するための前提となる基礎的な知識を習得していたため、どの生徒も「授業内容がわからない」という様子はなかったように感じる。

後述する学習課題の内容については、考えなければならない余地はあるが、生徒たちは既習知識を活用して、一人ひとり、仲間と共同しながら消費者として考えることができた。授業後の生徒の感想は以下の通りである。

- ・消費者として広告を適切に判断することが大事だと思った。
- ・CMなどの誇張表現にはだまされないようにし、店に足を運び、自分の目でしっかりと確かめようと思った。
- ・消費者として、主権者として注意しながら広告を見る。広告を見て安易に契約したりせずに、よく確認してから契約する。
- ・正式で安全な広告から情報を判断することが大切。間違った情報を広告に入れていることもあるため、しっかりと調べて正しい情報を探すべきである。

(2) 成果と課題

○成果

消費者教育の定義は「経済行為の主体としての態度を育成するための教育のことである」とされている。その定義の中の態度をどのように育成するかを考えたときに、今回使用したチラシ、ポスター、テレビCMは、生徒がより身近に感じることができる馴染みの深い媒体であったため、課題を達成するための手段としては効果的であった。

今回の目標は大きく二つあり、「消費者主権について関心をもつ」ことと「消費者として大切にしなければならないことは何かを考える」ことである。

前者の関心を持つ部分に関しては、ICTを利用して、特に導入の部分で写真や効果音で、成績下位生徒を含めた大勢を引き付けることができた点はよかった。また、展開で使用したポスターに関しては、当時ニュースでも放映されていた内容であり、多くの中学生が知っていることが予想される有名芸人が採用されていたので、そのポスターに対する親近感が生まれ、生徒たちは無意識のうちに、消費者教育に対する関心が高まっていたように感じる。

ただ後者に関しては、後述の「課題」でも述べるが、学習課題に対して考えることをしただけで、深め合うことができなかった。例えば、自分の言葉で他者に説明をしたり、意見をぶついたり、班ごとに話し合ったり、議論をしたりというような活動がなかった。学習指導要領にも出てくる「深い学び」を実現するためにも今一度、授業内容を精査し、検討していかなければならないと感じた。

○課題

今回の授業において、まず学習課題の内容を工夫改善する必要があった。私が提示した課題の文末には、「～を考えよう」という内容を設定したが、結果として、生徒が記述した授業のまとめに対するワークシートは、単純な感想の羅列になってしまった。「～を考えよう」というのは、行動目標であり、決して消費者教育の本質について、脳内での思考が活性化され、主体的に考えられたことにはつながらない。したがって、例えば「考えることを通して他者に自分の言葉で説明できるようにしよう」などといっ

た課題を立てないと、より深い学びにつながらないことを痛感した。

授業構成については、①個人＋ペア，②個人＋全体（討論形式），③小グループ（４人班）＋全体という構成で進めた。

①に関しては、新聞折り込みチラシの資料に虚偽があり、景品表示法に違反していたことに気づかせたかったが、生徒からすると私が提示した資料だけではその虚偽を個人ないしペアで見出すことは難しく、せっかく生徒自らが思考して、ペアで話し合いまで行ったのに、正解がわかったときには「話し合ったのにこれが答え？」という雰囲気生まれてしまった。したがって、改善をするならば、教師の発問として「チラシが絶対にやってはいけないことをやってしまった。それは何か？」という法律違反だったこと自体を気づかせるような発問が立てられると良かった。

②に関しては厚生労働省が出した人生会議というポスターを資料として提示したのだが、これに関しても、私が最初にこのポスターが最初に世に出た時のニュース映像をすぐに流してしまったため、生徒がこのポスターのどこに賛否両論の種があったのかを思考する間もなく、授業を進めてしまった。これに関しても、①と同じように「このポスターのどこに問題があったのか。なぜ賛否両論が起こってしまったのか」という問いにすれば消費者教育としての目線に立って考えることができた。

また、そのあとの全体での学習活動においても、黒板に自分（生徒）の名前が書かれたマグネットを張り、一目でクラス一人ひとりの考えがわかるよう視覚化したのだが、そのあとの討論で内容を深めることができなかつた。この部分に関しては、常日頃から抱えている課題であり、話し合いをさせるまでは良いが、そのあとどのようにまとめ仕上げていくか、どうやったら生徒の深い学びにつながっていくかを今後も研究していかなければならない。

③に関しては、テレビCMを最初に見て、そのCMが放送禁止になってしまった原因を探る課題を出したが、正解である「オバマ大統領を猿に例えた人種差別に問題があった」という答えにたどり着くには、単純に情報量が少なすぎた。①と同じようにせっかく生徒が話し合ったのに、答えが別のところにあり、生徒たちの思考と提示された資料の二つが大きく乖離してしまった点が反省点である。

まとめとして、まず大元の学習課題が、生徒の十分な思考や考えを掘り起こして、アクティブに活動できる内容ではなかった点、そして広告の問題点を考える①～③の学習活動とその答えを出すプロセスの両方に不十分な点があった。

加えて、子どもたちの行動が主体的になるのではなく、子どもたちの考えが主体的にならないといけないことを授業を通して感じた。

また、教師の発する助言も多く、今振り返るとまだまだ削れる言葉があったので、授業内では自分という存在をいかに捨てて、黒子になれるかどうかは今後の授業をしていく上で意識しなければいけない点であることも実感した。

最後に、消費者教育の視点は多岐に渡るため、授業を通して、今後は広告以外にも、様々なメディアから発信される情報を、適切な学習活動をもって、生徒達に考えさせていかなければならないと思った。

(3) 使用教材・資料等

- ・パワーポイント
- ・ホワイトボード
- ・ワークシート（次のページに記載）

5 教育委員会から

たくさんの広告資料があり、資料に関してそれぞれどんな課題があるのか生徒が着実に理解をしていきました。また資料についても、話題性のあるものを準備し、生徒の意欲を引き出すことができました。しかし、それぞれの資料の問題点について、根拠を明確に説明できる力を育むことも必要です。それを繰り返し行っていくことが深い学びへとつながっていくと考えられます。

=契約と消費生活=

【授業で使用したワークシート】

月 日 曜日 公民 ～消費生活と経済まとめ～

教 p 1 2 0 ~ 1 2 7

学習課題

過去に出された問題広告を検討し、私たちが消費者として大切にしなければならないことを考えよう

【広告例①： チラシ】 どこが違反？

予想	正解
----	----

【広告例②： ポスター】 賛成 or 反対

理由は？

【広告例③： テレビCM】 お蔵入り理由は？

班の考え	
正解	

～まとめ～

--

授業実践例 5 《契約・情報社会対応》

実施日	令和2年1月29日（水）	
題材名	ネット時代の消費生活 ～インターネットショッピングを安全に利用するために～	
実施校	柏市立柏西原中学校	
学年/教科等	第2学年	技術・家庭科（技術分野）
指導者	吉野 雄朗	

1 題材について

(1) 題材観

情報通信技術のめざましい発展や通信システムの整備により、商品やサービスの販売方法が多様化し、特に無店舗販売であるインターネットショッピング、インターネットオークションの市場が急速に発展し、利用者も増大している。

しかし、生徒がその利用について教育を受ける機会はあまりないと考えられる。インターネットショッピングは便利な一方で店頭での買い物に比べて消費者問題の発生率が高く、メリットやデメリットをきちんと理解しておくことが重要である。題材を通して、自分たちの消費生活に問題意識を持たせ、主体的に行動することや批判的意識を持つことの重要性に気づかせ、よりよい意思決定を行うために必要な力を養いたい。また、消費生活センターの方からの講話を聞くことによって、より身近な問題であることを認識させたい。

(2) 指導観（男子15名、女子16名 計31名）

授業中、落ち着いて話を聞くことができ、意欲的に発言できる生徒もいる。しかしながら、自分で考え、判断し、計画を立てて作業したりすることが苦手な生徒も多い。少々困難な課題、作業に対して自分の力で解決することができないときは、生徒どうしで助け合うといった様子も見受けられる。

生徒は昨年度、家庭科の授業において「消費者の権利や責任」などの知識や、商品やサービスを選ぶ際の意思決定のプロセスなどを学習した。今回はネットショッピングについての学習をすることで、消費者としての知識をより広げていきたい。事前に行ったアンケート結果が以下である。

『インターネット上で商品を購入したことがあるか』では、23人(65%)の生徒が「ある」と答えている。購入した商品は、洋服や靴、ゲーム、インテリア、文庫本、部活動の道具、アイドルグッズなど多種多様である。そのうち、自分一人で購入した経験がある生徒も10人いることが分かった。(表2)

また、28人がスマホか携帯電話を所持しており、『ゲームアプリ等において課金したことがあるか』という質問には18人(58%)が「はい」と答えた。ネットショッピング同様、自分一人で課金経験がある生徒が6人いることから、課金＝「お金を払う」という意識が低い生徒もいるのではないかと考えられる。(表3)

ネットショッピングやゲーム内課金における失敗経験やトラブルにあったことがある生徒は4人いる(表4)。今後、インターネットやスマートフォンによるショッピングは年齢が上がるにつれて増えてくると考えられるので、トラブル等に巻き込まれる可能性は少なからずある。被害にあわないためにも、生活に役立つ知識を養いたいと思う。

表1) 自分が所持しているものは何ですか。(家族所有は含まない)

	人数	割合
スマートフォン	28	90%
携帯電話	5	16%
音楽プレイヤー	8	26%
タブレット端末	11	35%
ゲーム機	23	74%
パソコン	7	23%

表2)

インターネット上で商品を購入したことがありますか。

	人数	割合		人数	割合	
ある	23	65%	➡	家族と一緒にした	21	67%
ない	8	35%		自分一人でした	10	33%

↑「ある」と答えた人

<おもな購入商品>
洋服、靴、カバン、時計、イヤホン、ヘッドホン、スマホケース、ゲームソフト、ゲーム機、アイドルグッズ、椅子、棚、フィギュア、ぬいぐるみ、ステッカー、文庫本、部活動の道具、自転車、DVD、CD、筆箱、チケット、V-Backs

＝インターネットショッピングを安全に利用するために＝

表 3) スマホ等のアプリで課金や有料アイテムを購入したことがありますか。

	人数	割合		人数	割合	
ある	18	58%	➡	家族に相談してから	9	29%
ない	13	42%		自分一人で	6	19%

↑「ある」と答えた人

表 4) インターネットショッピングやアプリの課金において、失敗経験やトラブルにあったことがありますか

	人数	割合
ある	4	13%
ない	27	87%

<具体的内容>

- ・ 白色のパーカーを買ったのに、届いたのは黒色のパーカーだった。
- ・ スマートフォンのケースを買ったが、サイズが合わなかった。
- ・ 椅子を購入したが、届いたのは不良品だった。
- ・ 2万円分課金をしたのに、1万円分消えていた。

(3) 研究主題との関わり

「主体的・対話的で深い学びを目指した授業で、生徒の想像力・表現力を伸ばす」ために、生徒の生活経験をもとにした授業をつくり、個人で考える時間と班で考える時間の中で意見交換や発表をすることで、個々の力を伸ばしたいと考える。また、講話を聞くことで初めて知ることや解決策などを考え、それが深い学びへとつながってほしいと考える。

2 本時

(1) 本時の目標

- ① 様々な商品の購入方法について関心を持ち、インターネットショッピングについて意欲的に学ぼうとする。(関心・意欲・態度)
- ② インターネットショッピングにおけるトラブルや注意点についての知識を身につける。(知識・理解)

(2) 展開

過程	学習内容と学習活動	◇留意点 ●支援 ○評価
見 出 す 10 分	<p>1. 身の回りの商品の購入方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活を振り返り、何を、どこで、どう購入しているか考えよう。(個人) ・事前アンケートの結果を伝える。 <p><学習課題></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ネットショッピングを安全に利用するためにはどうすればよいかを考えよう。</p> </div>	<p>さまざまな商品は、さまざまな店で、現金やその他の方法で購入していることを知る。</p>
自 分 で 取 り 組 む 15 分	<p>2. ネットショッピングと店舗での買い物の比較</p> <p>ネットショッピングと店舗での購入のそれぞれの利点は何か。(班活動)</p> <p><店舗></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接商品を確認できる。 ・その場で店員に質問できる。 ・購入した商品はすぐに持ち帰ることができる。 <p><ネットショッピング></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつでも自宅などから買い物ができる。 ・じっくりと検討ができる。 ・近くにない店の商品も購入できる。 <p style="text-align: right;">など</p> <p>3. ネットショッピングの心配な点</p> <p>ネットショッピングによる不安は何だろう。(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営している業者が信頼できるか、わかりにくい。 ・商品を手にとって確かめられない。 ・お金を払っても商品が届かない危険がある。 ・違う商品、偽物の商品が届く恐れがある。 	<p>◇店舗，ネットショッピングそれぞれについて班で考えさせる。</p> <p>●班で話し合いが進んでいないところは助言する。</p> <p>○意欲的に話し合いに参加しているか。</p> <p>●アンケートなどをもとにしながら意見を聞く。</p>

<p>広 げ 深 め る 15 分</p>	<p>4. ネットショッピングでのトラブル事例 次のようなトラブルがあることを紹介する。</p> <p>1)代金を振り込んでも品物が届かない。 大人気のゲーム機が半額以下の激安価格！すぐに申し込み、前払いだったので代金を振り込んだけど、いつまでたっても商品が送られてこない・・・。</p> <p>2)届いた商品がイメージと違う。 憧れのタレントの着ている服がネットで限定販売！届いた商品は、ホームページで見たのとは色や印象が全然違っていて、安っぽい感じ。しかも返品できないみたい・・・。</p> <p>3)一度申し込んだら、キャンセルがきかない。 大好きなライブのチケットをネットで予約。楽しみにしていたけど、部活の大会が決まり、諦めることに。申し込みをキャンセルしたいけど、できないなんて・・・。</p> <p>5. 今後、インターネットショッピングを利用するときには、どのようなことに気を付けていくべきなのか考えよう。(班活動)</p> <p>1)購入前には、品物や価格、業者の情報を確認する。</p> <p>2)申し込み時に、注文条件や支払い条件、返品条件などを確認する。</p> <p>3)申し込んだ後は、注文状況を控え、商品が届いたらすぐ確認する。 など</p>	<p>◇トラブル事例を紹介し、実際に身近なところで起きていることを知る。</p> <p>◇購入するときにはそれぞれのポイントを確認して、見極める目を持つ保護者と一緒に利用することが必要であることを理解する。</p> <p>●机間指導 ◇インターネットショッピングを安全に利用するためには何を意識する必要があるのか。生活に役立てられる使い方を考えたい。 ○話し合いを通して、注意点を考えることができたか。 ◇トラブルは必ず大人に相談することを知る。</p>
<p>ま と め あ げ る 10 分</p>	<p>・消費生活センターの方からのお話を聞く。 ・授業の感想をワークシートに記入する。</p>	<p>◇最近のトラブル事情やトラブルに巻き込まれた時の対処法などの話を聞く。 ○インターネットショッピングにおけるトラブルや注意点について知ることができたか。</p>

(3) 評価

- ① インターネットショッピングに関心を持ち，その利点や問題点について意欲的に学ぼうとしているか。(関心・意欲・態度)
- ② インターネットショッピングにおけるトラブルや注意点について知ることができたか。(知識・理解)

3 実践報告

(1) 児童生徒の様子・変容

1月15日に柏市教育委員会 IT アドバイザーによる情報モラルの授業を行い，そこでは SNS 等についての正しい使い方などを学習した。今回はその授業から繋がりのある題材とした。題材であるインターネットショッピングをしたことがある生徒が多かったため，より身近なことと考えながら授業に臨んでいた。授業の最後に消費生活センターの方から講話をいただいたが，生徒たちは消費生活センターというところがあることを全員知らなかったもので，しっかりと耳を傾け，とても貴重な話を聞くことができた。今後の生活の中で，万が一というときに今回の授業を思い出し，生かされるのではないかと思う。

(2) 成果と課題

○成果

実際の店舗で買い物する場合と，インターネットショッピングによる買い物の違いを理解し，インターネットショッピングならではのメリット，デメリットを比較・検討することができた。

特に，トラブル事例を知ったことで，自分の身にも起こりうることと実感することができていた。

また，班で話し合うことで，自分では気が付かなかったインターネットショッピングの注意点などにも気づくことができていた。

そして，何よりも消費生活センターという存在を知ることができたことが一番である。

○課題

今回は机上での授業となり，ワークシートを使いながら進めたが，コンピュータ室でインターネットショッピングのサイトを見せたり，授業用ホームページを作成して実際に商品を購入する模擬授業を行うとより関心が増すと思った。

【授業の様子】



消費生活センターによる講話を
聞く生徒たち



班での意見交換

(3) 使用教材・資料等

- ・パワーポイント
- ・ワークシート（次のページに記載）

4 教育委員会から

自分の生活を振り返り、店舗以外で商品が購入できることを導入として、インターネットでの商品取引のメリット、デメリットを共有することができました。実際の失敗談などをおして、よい話し合いができていましたし、時間の確保もきちんとなされていました。ネットモラルについての授業は様々な教科・単元で取り入れられていますが、今回は、消費者教育の視点に絞ったことが、生徒の理解が深まる要因となったと感じました。

【使用したワークシート】

技術科ワークシート 情報モラル No.1

年 組 氏名 _____

～ネット時代の消費生活～

本時の目標

1. ネットショッピングでの買い物と、店舗での買物の良い点を書えて比較してみよう

実際の店舗での買い物	ネットショッピング

2. ネットショッピングの心配な点はなんだろう。

自分の書く

3. ネットショッピングを利用する際には、どのようなことに気を付けていくべきだと思いますか。

自分の書く

先生の書く

4. 今日の授業と消費生活センターの方からのお話を聞いての感想を書きましょう。



【授業で使用したパワーポイント】

ネット時代の消費生活

1月29日(水) 消費者教育実践授業
柏市立西原中学校

1

身の回りの物を、
どこで、どう買っているだろう

2

事前アンケートより

▶インターネット上で商品を購入したことがあるか

▶<主な購入品> 洋服、カバン、時計、スマホケース、ゲーム、アイドルグッズ、DVD、チケットなど

3

みんなの失敗経験・・・

- ▶白色のパーカーを買ったのに、届いたのは黒色のパーカーだった・・・。
- ▶スマホケースを買ったが、サイズが合わなかった・・・。
- ▶椅子を購入したが、届いたのは不良品だった・・・。

4

学習目標

ネットショッピングを安全に利用するためには、
どうすればよいか考えよう

5

ネットショッピングの良いところは？

ネットショッピングと実際の店舗での買い物の、良い点を比べてみよう

実際の店舗	ネットショッピング
・商品を手に取り確かめられる	・いつでも買い物ができる
・わからないことを店員に聞ける	・店まで出かけなくても良い
・購入しやすく持ち帰ることができ	・近くの店にはない商品が買える
	・価格などを比較検討できる

6

ネットショッピングの心配な点を考える

- ▶商品がイメージ通りのものなのか。見た目ではわかりにくい
- ▶信頼できる業者が運営しているかどうか。
- ▶お金を払っても商品が届くか不安。違う商品や偽物が届く恐れも

7

ネットショッピングのトラブル事例

▶大人気のゲーム機が半額以下の激安価格！
すぐに申し込み、前払いだったので代金を振り込んだ。

でも、いつまでたっても商品が送られてこない・・・

8

ネットショッピングのトラブル事例

▶大好きなアーティストの着ている服がネットで限定販売！
届いた商品は、ホームページで見たのとは、色や印象が全然違って安っぽい感じ。

しかも返品できないみたい・・・。

9

ネットショッピングのトラブル事例

▶大好きなアーティストのライブをネットで予約。
楽しみにしてたけど、部活の大会が決まり、あきらめることに・・・。
申し込みキャンセルしようと思ったら、できないなんて・・・。

10

アプリの課金によるトラブル事例

- ▶ クレジットカード会社から「最近、ゲームのアイテムをたくさん購入したか？」という問い合わせがあった。詳しく聞くと、何十万円もの高額な請求だった。
- ▶ 子どものスマホを確認し利用明細を調べたところ、高額なアイテムを何回も購入している形跡が残っていた。
- ▶ その額、74万円。



11

ネットショッピングでは、次のようなことに注意しよう。

- ▶ 利用する前に、しっかり確認
 - ・品物の詳細
 - ・価格は妥当か
 - ・業者は信頼できるか（評価、口コミ）
- ▶ 購入前にここを確認
 - ・注文条件（納期、発送方法など）
 - ・支払総額（税込み価格、手数料、送料など）
 - ・支払方法（代金引換、カード決済、前払いなど）
 - ・返品条件

12

ネットショッピングでは、次のようなことに注意しよう。

- ▶ 購入したら、こうしておこう
 - ・注文情報を控えておく
 - ・商品が届いたら、すぐに確認
 - ・問題があれば、すぐに業者に問い合わせ、返品や交換をしてもらう。（返品期間など注意）

- ▶ スマホのアプリゲームなどの「課金」も買い物と一緒に！
"お金を支払っている"という意識をきちんと持つこと。
高額請求になる事例も多々あります。

13

ネットショッピングでは、次のようなことに注意しよう。

- ・業者と話し合っても解決しない場合は、警察や消費生活センターにも相談する。

見極める目を持った
大人と一緒に利用する



14

柏市消費生活センター の方からのお話

15

授業実践例 6 《契約》

実施日	令和元年10月8日（火）	
題材名	「よりよい消費生活のために」 ～もうすぐ18歳 どうかわる？～	
実施校	柏市立柏松葉中学校	
学年/教科等	第3学年	技術・家庭科（家庭分野）
指導者	関 理恵子	

1 題材について

(1) 題材の設定について

140年ぶりに民法が改正された。2022年4月1日より、成年年齢の引下げが実施され、18歳から成人になる。現中学3年生は、18歳の誕生日に新成人となり、一人で有効な契約ができるようになる。

「契約」とは、法的な責任をとる約束であり、お互いに契約内容を守る義務が生じ、一方の都合だけで勝手に契約をやめることはできない。

しかし、未成年者は、成年者と比べて取引の知識や経験が不足し、判断能力も未熟であるため、契約によって不利益をこうむることがないように、「未成年者契約取消」ができる。

成年年齢の引下げが決まった今、現在の20歳よりもなお社会経験が未熟な18歳が成人となることで、若者を狙う悪質業者が現れることが懸念される。中学3年生の生徒たちに、まもなく成人になることの自覚を促しつつ、契約の際には契約内容や契約条件を理解し、熟慮の上に行わなければならないことを伝えるために、高校卒業までに「大人」の準備教育として、学校や家庭で消費者教育を徹底することが必須であると考えます。

グループでの学習では、同じ問いに対する問題の解決でも多くの考え方や、感じ方があることを知り、その中で、自分の納得する方向を見つけられるよう共有させていきたい。

また、消費生活センターの方から事例を踏まえた話を聞くことにより、消費者が主役の社会を実現していくために自分ができることを考えさせていきたい。

(2) 目標

契約の当事者として契約内容や契約条件をしっかりと理解した上で、慎重に契約ができるようになる。

2 指導計画

＜身近な消費生活と環境＞ ※ 下記の「3」「1」は教科書のタイトル番号です。

3 よりよい消費生活のために

1 契約と消費生活のトラブル（1h）

消費者トラブルという身近な問題点を知り，巻き込まれないための方法などを理解する。

3 本時

(1) 目標

生活や技術への関心・意欲・態度	生活を工夫し創造する能力	生活の技能	生活や技術についての知識・理解
消費生活に関心を持ち，課題に対して考えることができる。	自分の考えをわかりやすく他者に伝えることができる。	自分なりの意見をまとめることができる。	消費者問題について知る。 トラブルの被・加害者にならない対処法，相談先を知ることができる。

(2) 展開

時配	指導内容・学習活動	教師の指導・支援(○)評価(◇) 校内研修テーマ見処(★)	備考 ■消費者教育の視点
見出す 10分	<p>1 成年年齢の引下げについて知る。 ・18歳で成人になると，大人として契約できるようになる。</p> <p>2 契約の基本について確認する。</p>	<p>○特に，契約について現在と変わる点を確認させる。</p> <p>○成年年齢の引下げに対し，もうすぐ成人になるという自覚を持たせる。</p>	<p>PC</p> <p>■契約が一人でできるようになること</p>
<p>消費者として「18歳成人」に向き合うとは，どういうことだろう？ ～もうすぐ18歳 どうかわる？～</p>			
自分で	<p>3 消費者トラブル相談件数のグラフを読み取り，未成年者契約取消権が使えなくなることによって，今後予想できることを考える。</p> <p>4 啓発資料により，契約の危険なポイントを考える。</p>	<p>○未成年者契約取消権の喪失から考えられる今後の消費者トラブルについて考えさせる。</p> <p>★それぞれの資料を活用し，新たな視点の気づきを</p>	<p>資料1</p> <p>■新成人が被害に合いやすいということ</p> <p>資料2</p>

<p>取り組む5分</p> <p>広げ深める30分／5・6・7各10分ずつ</p> <p>まとめあげる5分</p>	<p>5 自分の考えをグループで共有しまとめる。</p> <p>6 全体で共有する。</p> <p>7 相談窓口の1つである消費生活センターの方の話聞く。 ・相談することは自分の被害の回復だけではない。 ・被害の予防・早期発見・拡大の防止につながる。 ・成人になってもできる取り消しもある。</p> <p>8 本時のまとめと振り返りを行う。 ・学習を振り返り、気づいたことなど自分の考えをまとめる。</p> <p>・全体で共有する。</p>	<p>発見させることにより、自分の考えを意識化させていく。</p> <p>◇グループ内で簡潔に自分の考えを伝えているか。 【工夫・創造】<観察・発言></p> <p>★互いに自分の言葉で伝えあうことから、内省したり、他者の意見を聞くことから、新たな気づきを得たりと、お互いの考えを組み合わせながら、事例を共有させていく。</p> <p>○いろいろな相談窓口があることを伝え、そのひとつである消費生活センターを紹介する。</p> <p>○本時の振り返りを促す。</p> <p>◇互いに気づきを交換し、より良い消費生活について考えることができる。 【技能】<行動観察></p> <p>★同じ問いに対する問題の解決であっても、多くの考え方感じ方がある。その中で消費者としての自分が納得する方向を見つけていけるよう共有させる。</p>	<p>■身近に契約トラブルが潜んでいること</p> <p>消費生活センターの方より</p> <p>■いろいろな相談窓口のひとつに消費生活センターがあること</p> <p>■民法の未成年者契約取消権以外にも、トラブルによっては契約の取消できる場合があること</p> <p>■消費者が主役の社会を実現していくために自分ができることを考えていくこと</p>
---	--	---	---

4 実践報告

(1) 児童生徒の様子・変容

18歳になれば「自由に契約できるようになる」ということに興味をもった様子であったが、それは、「自分自身で責任を持つ」ということを意味するという意識の変容が見られた。具体的には、新成人を狙う悪質業者が現れることを想定しての課題学習を行った。同じ問いに対する問題の解決でも多くの考え方や、感じ方があることを知り、その中で、自分の納得する方向を見つけ広げ深めることである。まとめあげる中で、トラブルや被害にあったときの相談先を知り、実際に消費者生活センターの方からお話をいただくことにより、漠然とした不安も薄くなり自立した消費者になるという自覚を見ることができた。

【授業の様子】



啓発資料より、契約の危険なポイントを共有し合う



危険なポイントの気づき

(2) 成果と課題

○成果

- ・消費生活に関心を持ち、課題に対して考えることができた。
- ・消費者問題を意識した、適切な行動をとることができた。
- ・消費者問題について知り、トラブルの被害者・加害者にならない対処法、相談先を知ることができた。

○課題

自分で契約の責任を持たなくてはならない18歳という年齢を目の前にして、消費者としての姿勢や心構え、危険性などの大人への準備としての消費者教育をどのように展開していくかが大きな課題であった。

家庭分野では、身近な消費生活と環境という領域もあるが、さまざまなところに消費者教育としての視点がある。限られた授業時間の中で、消費者が主役の社会を実現していくための指導計画を工夫し、新たな販売・支払い方法、商品、トラブルなどの情報を収集し、

教材研究をしていくことがこれからの課題である。

(3) 使用教材・資料等

- ・ 事前調査・・・生活の自立した『大人』のイメージ
- ・ パワーポイント
- ・ パネル・・・柏市消費生活センター，契約は法的な約束①②
未成年者の契約取消
- ・ 資料1・・・国民生活センター全国集計
(契約当事者18～22歳の年度別消費生活相談件数)
- ・ 資料2・・・消費者庁パンフレット『消費者トラブル事件簿』
- ・ 外部人材の協力・・・柏市消費生活センター

5 教育委員会から

成年年齢が引下げられることによる契約の変化について，年齢が目前に迫っている中学3年に対しての学習は効果的でした。消費生活において，未成年は法によって保護されていることを認識し，成人となった途端に責任が重くなる不安を感じるようになりました。

また，契約という視点を持ちながら，責任と自由のバランスをよく考えることができていました。

【使用したパワーポイント】

～より良い消費生活のためには～

もうすぐ18歳 どう変わる？

そう、選挙権はすでに引き下げられていますよね。

1

～より良い消費生活のためには～

民法改正により

2022年4月～ (令和4年) 18歳は大人

一成年年齢が引下げられましたー

2

～より良い消費生活のためには～

みなさんが、 成年（オトナ）になるのは 何歳ですか？

2004年 4月2日 以降の生まれた人は
18歳の誕生日から
成年（大人）です。

3

～より良い消費生活のためには～

大人になるってどんな感じ？



4

○生活の自立した『大人』のイメージは？

仲間と飲みに行くこと。(会社帰り)

アイコン P.K

○生活の自立した『大人』のイメージは？

予定も納めている
働いている

アイコン Y.N

○生活の自立した『大人』のイメージは？

大人

アイコン H.H

○生活の自立した『大人』のイメージは？

1人暮らし、外出、友達、1人、自由

アイコン E.K

5

○生活の自立した『大人』のイメージは？

自分自身で稼いで生活できる大人

アイコン K.K

○生活の自立した『大人』のイメージは？

一人で生活する。

アイコン H.K

○生活の自立した『大人』のイメージは？

自分で稼いで生活できる大人

アイコン S.O

○生活の自立した『大人』のイメージは？

自分で稼いで生活できる大人

アイコン M.Y

6

～より良い消費生活のためには～

未成年者の契約は、 未成年者の 契約取消権

により、守られている。

7

社会経験の少ない未成年者が、法定代理人（親権者などの保護者）の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができます。



8

～より良い消費生活のためには～

未成年者の契約取消権 があるから

- ・判断力が不十分として契約を取り消せる
(小遣いの範囲を超える場合)
- ・取り消されるから、声をかけることも少ない

9

～より良い消費生活のためには～

今と変わること 親の同意なし で自由に契約できる

例えば

- ・スマホが買える。
- ・クレジットカードが作れる。

10

～より良い消費生活のためには～
だから、

自分で責任を持って契約しなければいけない！

11

～より良い消費生活のためには～

そもそも、契約とは？

12

契約の確認
消費生活センター パネル

契約は法的な約束①

消費者が購入した商品、サービスは、契約が成立すると法的に約束された内容で提供される。契約が成立すると、消費者は法的に約束された内容で商品、サービスを受けなければならない。

これ、正確に伝えていますか？

契約は法的な約束②

消費者が購入した商品、サービスは、契約が成立すると法的に約束された内容で提供される。契約が成立すると、消費者は法的に約束された内容で商品、サービスを受けなければならない。

消費者が購入した商品、サービスは、契約が成立すると法的に約束された内容で提供される。契約が成立すると、消費者は法的に約束された内容で商品、サービスを受けなければならない。

13

～より良い消費生活のためには～

契約者が18歳～22歳の相談件数 (※全国集計)

年	相談件数
2015年	981
2016年	5090
2017年	4239

18歳

は？ これから、狙われるの

新成人は、狙われやすい。

14

～より良い消費生活のためには～

覚悟はいい？

15

～より良い消費生活のためには～

ある消費者トラブルより

どこに危険なポイントが潜んでいますか？

16

～より良い消費生活のためには～

どこに危険なポイントが潜んでいますか？

考えてみましょう。

↓

3～4人グループで、話し合ってみましょう。
(だされた考えから、5つ挙げてみましょう。)

↓

アドバイスを、考えましょう。

17

～より良い消費生活のためには～

危険なポイントに気付きましたか？

18

～より良い消費生活のためには～

② 勧誘者への評価

勧誘者は本当に信頼できる人なのか？

19

～より良い消費生活のためには～

③ 商品・サービス価値への評価

本当に購入する価値があるものか？

20

～より良い消費生活のためには～

④ **説明への納得感**

説明への納得感は本物か?

21

～より良い消費生活のためには～

⑧ **強引な要請への評価**

強引に勧誘されていないか?

22

～より良い消費生活のためには～

⑨ **否定的側面への評価**

否定的に感じる部分はなかったか?

23

～より良い消費生活のためには～

⑩ **場の拘束感への評価**

自由を束縛された雰囲気には流されていないか?

24

～より良い消費生活のためには～

⑤

もうけ話？
友達を紹介するの？

被害者ではなく、
加害者となるかも...

25

～より良い消費生活のためには～

何より、
はっきり断ること！

26

～より良い消費生活のためには～

「もしかして…」と不安に思ったら

消費者トラブル ひとりで悩まず すぐ相談 消費者ホットライン

188 188 検索!!

【消費者ホットライン】188(局番なし)は、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

27

【資料1, 資料2】

～より良い消費生活のために～

もうすぐ18歳 どう向き合う?

20歳から18歳△

民法が改正され
2022(令和4)年から

18歳以上が、成人とされます。

- ① 18歳成人になると何が変わるか知っている。(Y or N)
- ② 契約とは何か説明できる。(Y or N)
- ③ 契約するときの注意点を言える。(Y or N)

今と変わること

で、自由に契約ができる。

例えば、
・スマホが買える。
・クレジットカードが作れる。

○どこに危険なポイントが潜んでいるのでしょうか?



消費生活「消費者トラブル事件簿」より

〈グループ〉
みんなの答えを
5つにしよう。

年 組	番 氏 名	危険ポイント(自分) 場面	どこが危険?	どこが危険?	どこが危険?	どこが危険?

〈グループ〉 どのほかはかま? (PRY)

みんなの答えを5つにしよう。

トラブルの相談窓口について (Memo)

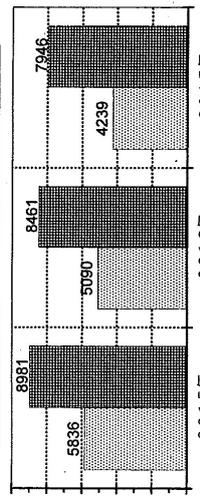
振り返って

○このグラフから、気づくことは何?

契約者が18歳～22歳の相談件数 (国民生活センター全国集計)

■ 18～19歳

■ 20～22歳



年	18～19歳	20～22歳
2015年	8981	5090
2016年	8461	4239
2017年	7946	4239

☆気づくこと

覚悟はいい?

授業実践例 4 《契約・金銭管理・生活設計》

実施日	平成31年2月11日（月）	
単元名	住生活をつくる ～一人暮らしの家選び～	
実施校	千葉県立柏中央高等学校	
学年/教科等	第1学年	家庭基礎
指導者	鎌野 広子	

1 単元について

(1) 単元の設定について

高等学校の家庭基礎の内容とその取り扱いは、住生活については「ウ 住居と住環境 住居の機能，住居と地域社会とのかかわりなどに必要な基礎的・基本的な知識と技能を習得させ，安全に配慮した住生活を営むことができるようにする。」とされており，消費生活については「エ 消費生活と生涯を見通した経済計画 消費生活の現状と課題や消費者と消費者の権利と責任について理解させ，適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに，生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようにする」とされている。

本単元では，住生活に関する基礎的・基本的な知識を押しえた上で，実際に家選び，家具・家電選び，1ヶ月の生活費を具体的に計算させ，一人暮らしを始める際の最初の1ヶ月に必要なお金を算出することで，適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに，生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようにすることを目指している。

一人暮らしをしてみたいという生徒は約7割程度おり，生徒にとっても興味関心の高い内容である。

(2) 目標

- ・家を借りる賃貸借契約に必要な書類やトラブル防止策の手立てを知る。
- ・敷金，礼金，共益費，仲介手数料などの家の初期費用を正しく読み取る。
- ・物の値段を知り，ライフスタイルに合わせた家具の選択をする。
- ・家の初期費用に加え，家具・家電費用，1ヶ月の生活費を試算

し、最初の1ヶ月にかかるお金を計算し、適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようにする。

2 指導計画

時	指導内容	消費者教育の視点での目標
1	見つけようマイルーム(DVD視聴)	賃貸借契約と住まいを借りるまでの流れを理解し、トラブル防止の手立てを知る。
2	住生活をつくる1 間取り図の見方を学ぼう	
3	住生活をつくる2 物件探しの基本を押さえて、物件選びをしよう	賃貸借契約時にかかる、敷金、礼金、仲介手数料、保証人代行費、などの費用を確認し、家の初期費用の計算ができる。
4 本時	住生活をつくる3 一人暮らしにかかるお金を計算しよう	家の初期費用に加え、家具・家電費用、1ヶ月の生活費を試算し、最初の1ヶ月にかかるお金を計算し、生活における経済の管理や計画の重要性を理解させる。

3 本時

(1) 目標

- ・家の初期費用に加え、家具・家電費用、1ヶ月の生活費を試算し、最初の1ヶ月にかかるお金を計算し、自分に合った生活における経済の管理や計画の重要性を理解させる。

(2) 消費者教育の視点

- ・適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようにする。

(3) 展開

時配	指導内容・学習活動	指導上の留意点 (■消費者教育の視点・◎評価)	備考
見出す5分	<p>1. 前時で決めた家を借りるためにかかる初期費用を計算したことを振り返る。家が決まっただけでは生活は困難であることを確認し、家庭生活を送る上で必要になるものを考えさせる。</p>	<p>・プリント(1)に選んだ物件と、その初期費用を記入する。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">はじめの1ヶ月にかかる費用を計算してみよう</div>			
調べる15分	<p>2. 「家具・家電費」を計算する。 ・必要な家具・家電、その他のものを優先度順にプリントに書き込み、値段を入れる。</p> <p>3. 「生活費」を計算する。 ・プリントの生活費の目安を参考に自分のライフスタイルに合った生活費を算出し、プリントに記入する。</p>	<p>・ペアワークで家庭生活に必要な家具・家電をたくさんあげさせ、さらにクラス全員に1つずつ答えさせ、家庭内には生活に必要なものがたくさんあることに気づかせる。</p> <p>・家電量販店のチラシから、家具家電の値段を調べ、記入する。 ・実家から持ち込む場合は0円とする。 ・ペアで見せ合い、足りない物や値段についてアドバイスし合う。 ◎初めての一人暮らしに適したものの選択ができる。</p> <p>・自分のライフスタイルに合った選択をする。(プリント右) ・ペアでどのような内訳でそ</p>	電卓

<p>深 め る 5 分 ま と め あ げ る 10 分</p>	<p>4. 「はじめの1ヶ月にかかるお金」を計算する。 5. 前時に計算した「家の初期費用小計①」＋「家具・家電費用小計②」＋「生活費小計③」の総計を出させる。 5. 感想を記入する。</p>	<p>の金額になったのか、共有しあい、様々な価値観のなかで意思決定が行われていることを知る。 ・約90万円を超える生徒については、自身の経済計画に無理はないか等を問いかける。 ■家の初期費用に加え生活費や家具・家電についても最初に必要になる資金であることに気づかせる。 ・ペアで内容を確認する。 ・総額の分布をクラス全体で確認する。 ・実際にかかる金額を調べて考えたことを記入させる。 ◎生活における経済の管理や計画の重要性について認識させる。</p>	
--	---	--	--

4 実践報告

(1) 児童生徒の様子・変容

<授業中の様子>

- ・はじめの1ヶ月にかかるお金は、約35～45万円になる生徒が多かった。
- ・80万円を超えている生徒の中には、かなり大きな冷蔵庫やドラム式最新洗濯機、大きなテレビなどの高額な商品を購入しようとしている場合が多かった。
- ・30万円を下回っている生徒の中には、ベッドを購入せず「寝袋で生活する」という生徒もいたが、ペアワークで友人に、「長期的

に見て寝袋で寝るのは現実的ではない」などとアドバイスをもらい、考え直していた。

- ・お金は節約したいが、無駄な買い物はしたくない、きちんと生活できるレベルにそろえたい、などの点を考えながらそれぞれの価値観で優先順位を決めていた。
- ・ものの値段の見立ては難しく、ペアワークなどでお互いの購入品について、コメントをしあうことで、価格帯は適切か、本当に必要な物なのか、などを考え直すきっかけになっていた。

<感想より>

- ・一人暮らしをしてみたいという希望を持つ生徒は、約7割いるが感想では、計算をしてみて、ほとんどの生徒が「予想していたよりもかかるお金が多かった」「大変そうだった」といった記述が見られた。
- ・多くの生徒が、不動産会社に支払う初期費用以外にかかる家具・家電をかなり現実的に考え、生活費などにも目を向けることができた。
- ・「理想の生活をすると、貯金がないどころか破産するのだと、実際に計算して初めて気づいた」となど書いている生徒もおり、生活における経済の管理や計画の重要性を実感していた生徒もいた。

(2) 成果と課題

○ 成果

本授業で最も重視していたことは、「リアリティ」であり、できるだけ現実に近い内容の資料を用意し、本人の意思決定によってプリントを記入させていった。それにより、多くの生徒が「自分が一人暮らしをしたら・・・」という現実的な消費者の視点にたって、考えることができた。また、家選び、家具・家電選び、生活費のかけ方などを、それぞれが意思決定していく中で、人によって合計金額にかなりの差が出たが、それもまた人による価値観や意思決定による違いであり、自分の価値観を知るきっかけになっていた。

また、高校生とは言っても、買い物や支払いの多くは親が行っているため、光熱費、ガス水道料金などはイメージのわきにくいお金のようなであった。物の値段についても、多くの購入経験があるわけではないので、チラシなどを活用することで物価を知ることができた。

本校の生徒の多くはアルバイトをしておらず、「100万円くらいかかりそう！」など、一般的な一人暮らしを始める際の金額よりも多額の設定をしている生徒もあり、金額の大きさへのリアリティのない記述が見られた一方で、合計で35万円程度に抑えつつも「一人暮らしができるか不安しかない」などと不安を感じた生徒もいたが、その不安感が生活における経済の管理や計画の重要性を実感することにもつながっていた。

○課題

生活における経済の管理や計画の重要性は理解できていたと思うが、大学を卒業してすぐに一人暮らしをするとなった場合には、資金の調達についても考える必要がある。計画的な資金の運用の一步として貯金や借入をする場合の金利やクレジットカードなどの学習につなげていくと、さらに「リアリティ」をもって、進めることができるのではないかと思う。

また、今回は4つの物件情報から選択したが、どれも駅から7分以内の物件であったため、駅から遠くても広い家に住みたいという生徒のニーズに適した物件がなかった。選択できる物件をもう少し検討していく必要があると考えている。

(3) 使用教材・資料

(次のページに記載)

5 教育委員会から

契約書の読み取りから初期費用、1ヶ月の生活費までを実生活を元に考えることができることがよい実践につながっていると思います。ペアトークを行い、実際の生活イメージをお互いが共有できたことで、課題をより身近にとらえることができたと思います。また、生涯の消費生活を見通すための一助になっていると感じました。

【使用したワークシートと資料】

1 時間目 DVD視聴
 「見つけよう！マイルーム
 ～お部屋探しの基礎知識～」
 (教育図書)

※3時間目 資料1の物件の初期費用
 (回答)

項目	①	②	③	④
①礼金	¥0	¥0	¥30,000	¥0
②敷金	¥0	¥0	¥39,000	¥0
③前家賃 (家賃1か月分)	¥59,000	¥52,000	¥39,000	¥35,000
④共益費・管理費	¥5,000	¥8,000	¥3,000	¥3,000
⑤仲介手数料 (家賃1か月分)	¥59,000	¥52,000	¥39,000	¥18,900
*⑥保険料 (損保要は10000円)	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000
*⑦その他 鍵代 消毒代など	¥0	¥0	¥16,200	¥2360
*⑧保証人代行 (保証人の代わり)	¥0	¥52,000	¥21,600	¥20,000
☆ 合計	¥133,000	¥174,000	¥197,800	¥89,260

2 時間目 ワークシート

住生活をつくる 1
 ～物件探しの基本を押さえよう～

●物件探しの基本
 ・家賃は月収の 1/3 以下がめやす。 ・方位を示す記号
 ・間取りはnLDKで表される。※1R=ワンルーム(部屋に仕切りがなくつながつている)
 n = _____ L = _____
 D = _____ K = _____
 ・1畳=畳1枚分 1坪=畳 枚分 平米=㎡

●平面図を理解する
 ・.....部屋と部屋の位置関係
 ・.....人が移動する軌跡のこと 短く単純にすると.....間取りになる

①A子さんの行動の動線を赤ペンで書き込もう。
 玄関から入る→洗面所で手を洗う→台所の冷蔵庫から牛乳を取り出す→食卓で牛乳を飲む
 →1層目でテレビを見てつづぐ→階段を上がり西側の自分の部屋へ入る→机に座り学習を開始する。

●平面表示記号

3 時間目 ワークシート

住生活をつくる 2
 ～物件選びをしよう～

●物件えらびをしよう

(1) 物件を様々な観点から比較検討し、自分の住みたい家を1つ選びましょう。
 住みたい家は.....()

(2) なぜその家を選んだのか、重視したことは何か書いてみよう。

(3) あなたの選んだ物件の場合、入居までにかかる「家の初期費用」を計算しよう。

項目	
①礼金	円
②敷金	円
③前家賃(家賃1か月分)	円
④共益費・管理費	円
⑤仲介手数料(家賃1か月分)	円
*⑥保険料(損保要の場合は10000円)	円
*⑦その他 鍵代 消毒代など	円
*⑧保証人代行(保証人の代わり)	円
☆ 小計 ①	円

※フリーターの場合平均月収は約13万円、初任給の平均は約20万程度である。
 ※引越後は更新まで2年間はそこに住むものとする。
 ※敷金・礼金が0円、保証人なし(保証会社もなし)のいわゆる「ゼロゼロ物件」はお得な
 うで注意すべき点もあることは理解しておくものとする。
 ※保険とは、火災保険や家財保険などを指します。保険会社によって金額は異なるため、金額
 の書いていないものは一律10,000円で計算します。

※ 資料 1

① (資料①) ②

③ ④

【本時】4時間目 ワークシート

住生活をつくる3
～最初の1ヶ月にかかるお金を計算しよう～

(1) あなたの選んだ家は ()
初期費用 () 円・・・小計①

(2) 新生活に必要な家具・家電と毎月の生活費を計算しよう。

★交通費		★通信費		
①車を持ちたい場合	1台あたり10万円	・家の電話の基本料金	0.2万円	
②車を持たない場合	1万円	・インターネット接続電話料	0.3万円	
★被服費		・携帯電話		0.5万円
①お古をもらいほとんど購入しない	0.5万円			
②必要最小限の服を購入する	1万円			
③ファストファッションブランドの服を購入する	2万円			
④たまたにおしゃれな服を買う	3万円			
⑤時にはブランド品を買う	4万円			
★食費				
①朝・夕食は自宅調理する。1食あたり200円。安い食材を購入する。飲み物は家から持参。デザート・果物はなかなか買えない。	2万円			
②食材費1日1,000円ではば自炊。実業のワゴンもとれる。	3万円			
③ファストフード中心の安い外食とインスタント食品。	3.5万円			
④自炊中心。たまにステーキ	4万円			
⑤たまにはレストランで外食する。	5万円			
★教養・娯楽				
・新聞を取る	0.4万円	「安心して生きる」書く・学ぶ一貫校生からの発信～(開校後)～		
・NHK借料。テレビがあるなら	0.2万円	監修:大竹英樹、編集:山田千子・藤田良子を参考に作成。		
・遊びや趣味、交際費	0万円～5万円			

(3) はじめの1ヶ月に必要なお金＝小計①＋小計②＋小計③＝ _____ 円

<感想>

1年組番氏名 _____

家具・家電・その他	毎月の生活費
例)・ベッド 20,000円	・電気代 3,000円
・	・ガス代 3,000円
・	・水道代 3,000円
・	★交通費 円
・	★通信費 円
・	★被服費 円
・	★食費 円
・	★教養・娯楽 円
・	円
・	円
・	円
・	円
・	円
・	円
小計②	小計③

【本時】生徒の記入したワークシート

Aさん 物件③ 合計 347,666円

(1) まずは新生活に必要な家具・家電と毎月の生活費を計算しよう。

家具・家電・その他	毎月の生活費
例)・ベッド 20,000円	・電気代 3,000円
・洗濯機 22,800円	・ガス代 3,000円
・冷蔵庫 17,900円	・水道代 3,000円
・電子レンジ 4,000円	★交通費 10,000円
・電子レンジ 30,000円	★通信費 5,000円
・TV 0円	★被服費 30,000円
・シンク・コンロ・ボイラー・洗剤 1,000円	★食費 30,000円
・炊飯機 6,980円	★教養・娯楽 32,000円
・食器類 0円	円
・困成らし・餅み炊き粉 400円	円
・ソファ 10,600円	円
・机 5,000円	円
・カーテン 1,980円	円
小計① 120,860円	小計② 121,000円

(3) はじめの1ヶ月に必要なお金＝小計①＋小計②＋小計③＝ 347,666円

<感想> 生活に必要なものを考え始めたらキリがなく、そのためにお金がたいていになってしまった。家賃もよく考えなければ残金がほとんどなくなってしまうことに気づいた。一人暮らしは大変なんだと感じた。授業だった。また、「一人暮らし」という形だけでなく、ハウスシェアリングなどもあるんだと新しい発見ができた。自分の将来を考えた授業できてよかったと思う。

がんばり 〇〇〇

＝一人暮らしの家選び＝

Bさん 物件③ 合計 440,260円

(1) まずは新生活に必要な家具・家電と毎月の生活費を計算しよう。

家具・家電・その他		毎月の生活費	
例)・ベッド	20,000円	・電気代	3,000円
・洗濯機	円	・ガス代	3,000円
・冷蔵庫	円	・水道代	3,000円
・電子レンジ	64584円	★交通費	10000円
・炊飯器	円	★通信費	5000円
・照明器具	1480円	★被服費	10000円
・イス	1843円	★食費	20000円
・湯わかしポット	1980円	★教養・娯楽	20000円
・クローゼット	円		円
・カーテン	3232円		円
・ドライヤー	3000円		円
・机	5547円		円
	円		円
小計①	81666	小計②	74000円

(5) はじめの1ヶ月に必要なお金＝小計①＋小計②＋小計③＝ 440,260円

<感想>

将来一人暮らしをしたいと思っていたけれど、自分の理想の生活をする
と、貯金がないどころか、破算するほどと実際に計算して初めて気が付
家賃以外にも、敷金や共益金など様々なお金がかるといので
家を買って住むことは本当に大変で、一人暮らしをしている人
は、楽しいだけでなく、お金ほもちるん、生活に支障のない家具の
設置や大きき目の当たり、近隣の状況など、も気をつけなければ
いけないんだと感じました。自分が物件を選ぶ時に役立てていました。

Cさん 物件③ 合計 642,800円

(1) まずは新生活に必要な家具・家電と毎月の生活費を計算しよう。

家具・家電・その他		毎月の生活費	
例)・ベッド	20,000円	・電気代	3,000円
・ソウジき	12,000円	・ガス代	3,000円
・エレクト	70,000円	・水道代	3,000円
・冷蔵庫	70,000円	★交通費	10,000円
・洗濯機	35,000円	★通信費	8,000円
・オープンレンジ	37,000円	★被服費	30,000円
・炊飯器	25,000円	★食費	30,000円
・ドライヤー	30,000円	★教養・娯楽	32,000円
・空気清浄機	48,000円		円
・カーテン	3,000円		円
・マット	10,000円		円
・クローゼット	15,000円		円
・カーペット	10,000円		円
	円		円
小計①	291,000	小計②	149,800

(5) はじめの1ヶ月に必要なお金＝小計①＋小計②＋小計③＝ 642800円

<感想>

家を買うのは、たくさんのお金がかかることか
わがりました。
また、家具や家電を買うと、ちとお金がかかるので
一人暮らしは大変だなと思いました。
ここで計算したもの以外にも、キッチン用品やお風呂で
使うものなどたくさんのものが必要となるので、
100万円くらいかかりそうだなと思いました。

<資料編>

柏市のICT教育!

柏市では、IT教育支援アドバイザーの協力のもと、柏市小中学校全校で小6と中2の情報モラル教育を実施しています。時代の流れによって、取り上げるべき内容も変化するので、様々な問題に応じた授業内容になるよう検討しています。

【小6情報モラル授業】

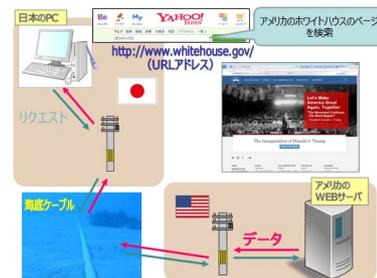
- インターネット，SNSを使う上でのルールやマナーを学ぶ
- SNSの特徴を知る
- ビデオの例を見て考える（SNSの書き込みの影響）

あいさつ

- 本日の学習内容を伝える

インターネットとは何でしょうか？

- 世界中をつないでいるネットワークのこと
- インターネットのデータの流れを紹介



インターネット 無線でつながる仕組み

- 家庭での接続 Wi-Fiについて



児童へのアンケート①

インターネットを家でどんなふうに使っていますか？

- 勉強
- ゲーム
- 動画を見る
- SNSやメール
- 使っていない

クイズ

インターネットクイズを行う
その後解説を行う



キャラクター・雑誌の記事などには、作者の著作権があります。
友達をうつつた動画には肖像権があります。
勝手に使うことはできません。

問題2
インターネットに勝手にのせても良いものはどれ？(正しいものを)

- 1) 人気キャラクターのイラスト
- 2) 自分の家のこの写真
- 3) 友達をうつつた動画
- 4) カメラで写した雑誌の記事

1 2 3 4



サイトのセキュリティのチェック

http://www.touroku.com
アカウントを作成
氏名 男 女

https://www.gamebanzai.com
ゲームアカウントの作成
氏名 男 女

http://で始まるアドレス
セキュリティがつかっていない
個人情報が出すまってしまう

https://で始まるアドレス
「s」はセキュリティの「s」
入力した個人情報を守られる

SNSの特徴 ソーシャルネットワーキングサービス

- LINE
- Twitter
- Instagram
- Facebook
- TikTok



児童へのアンケート②

LINE を使ったことがありますか？

- ① 友達やグループでLINE をしている
- ② 家族とだけLINE をしている
- ③ 家族のLINE を借りて使ったことがある
- ④ 使ったことはないが、使ってみたい
- ⑤ 使いたいと思わない

ビデオ視聴

「SNSの書き込みの影響について」(SNSトラブル)

スライドを見せながら解説

- ・ 個人情報をお知らせすること
- ・ 法律違反の動画の公開と公開の制限
- ・ 個人の特定
- ・ 写真の位置情報
- ・ 一度載せたら消せない 将来への影響
- ・ インターネットに載せられるものは？



Gree より提供

まとめ

全体を通して

【中2情報モラル授業】

- ・ インターネットでのルールやマナーを学ぶ
- ・ ビデオの例を見て考える (SNSトラブル, 情報の記録性, 公開性の重大さ)

あいさつ

- ・ 本日の学習内容を伝える

インターネットにつながるものって…

lot 等, インターネットにつながるものが世の中にどんどん増えている

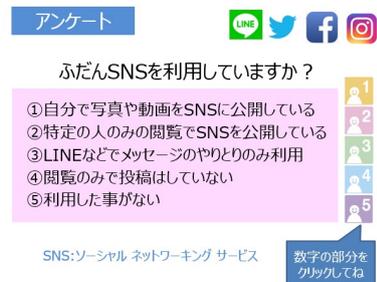
lot の例: テレビをインターネットに接続, 職場からスマホで録画予約する

スマホで遠隔操作し, 帰宅時間に合わせて室内を最適な温度に保つ 等

アンケート

SNSを利用していますか

- ①自分で写真や動画をSNSに公開している
- ②特定の人のみの閲覧でSNSを公開している
- ③LINEなどでメッセージのやりとりのみ利用
- ④閲覧のみで投稿はしていない
- ⑤利用したことがない



インターネットクイズ

- ・著作権 ・ながらスマホ ・児童ポルノ法 等

自転車で乗りながらスマートフォンを使う場合で正しいのは？

自転車で乗りながらスマートフォンで通話やメールをすることは、**安全運転義務違反**になり、3年以内に2回以上摘発された違反者は、自転車運転者講習を受けなければなりません。

問題3



サイトを見ていて、突然、料金の請求画面が表示されたら？

突然、身に覚えのない請求があることを「**架空請求**」と言います。決して、連絡をしたり、お金をはらったりしてはいけません。**無視をして、保護者に相談**しましょう

問題4



アプリ・ネットで安全なのはどれ？

- ・アプリを利用する上で安全なものはどれか？
 - ・サイトを利用する上で安全なものはどれか？
- セキュリティ面で安全なものを見極める力をつける



カスペルスキーより提供

ビデオ視聴

情報の記録性，公開性の重大さ

インターネットの公開性

インターネットは世界中の人がみえる可能性がある
あっという間に拡散してしまふ...

インターネットの記録性

インターネットの情報は簡単にコピーすることができる
のせた情報は決して消えることがない...

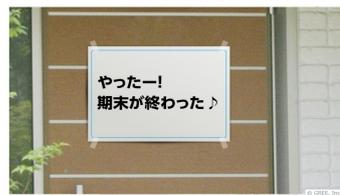
↓

周りの人や将来に影響を与える可能性がある

インターネットに載せられるものって？

現実の世界でできないことは、ネットの世界でもやらない

インターネットにのせられるのは、玄関に貼れるものだけ



どう思いますか？



Gree より提供

STOP it の紹介

スマホやPCで相談できるSTOP it を紹介する



困っているときには、**匿名報告・相談**できます

悩みを抱え込まず、STOP!から報告・相談しましょう!

まとめ

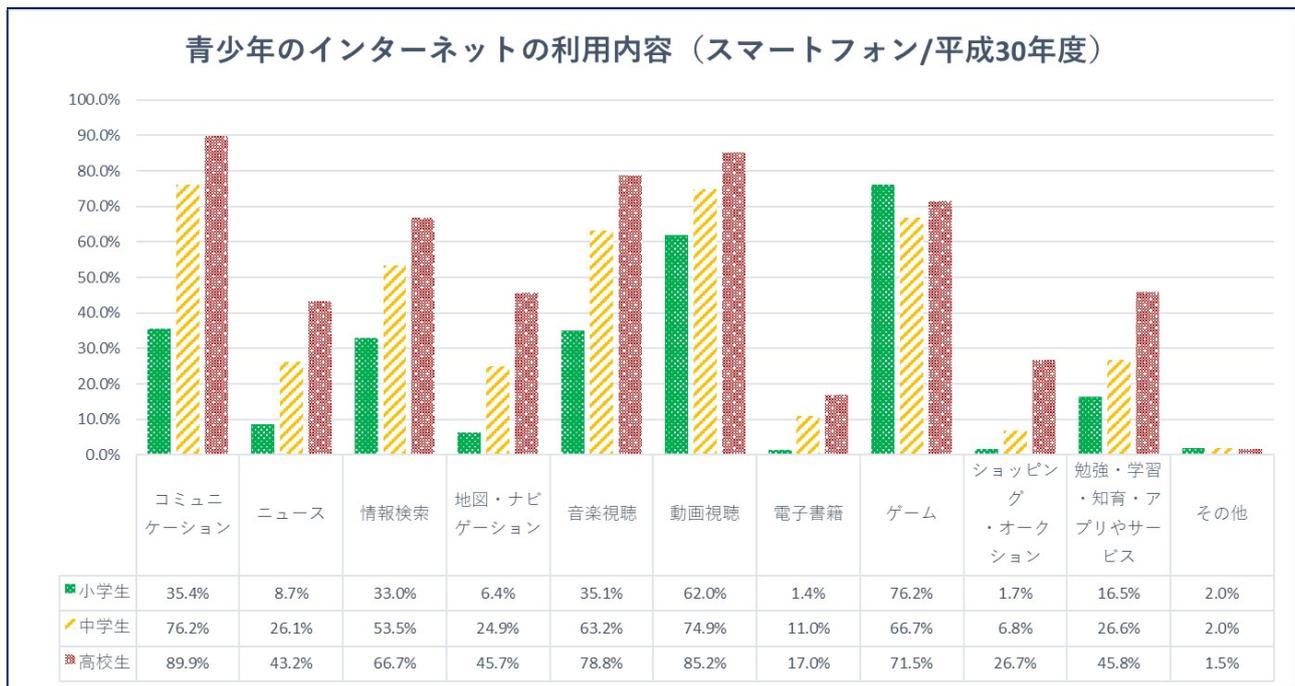
全体を通して

学校における情報教育への提言 ～高等学校情報担当教員の目から～

千葉県立佐倉高等学校 佐藤 一樹

1 児童・生徒の情報機器利用実態

45.9%という、何を想像するだろうか。平成31年3月に内閣府からでた「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査調査結果（概要）」によると、45.9%はインターネットを利用するためにスマートフォンを用いている小学生の割合だそうだ。同様に、中学生が70.6%、高校生が97.5%となり、その利用内容別の内訳が次のグラフとなっている。

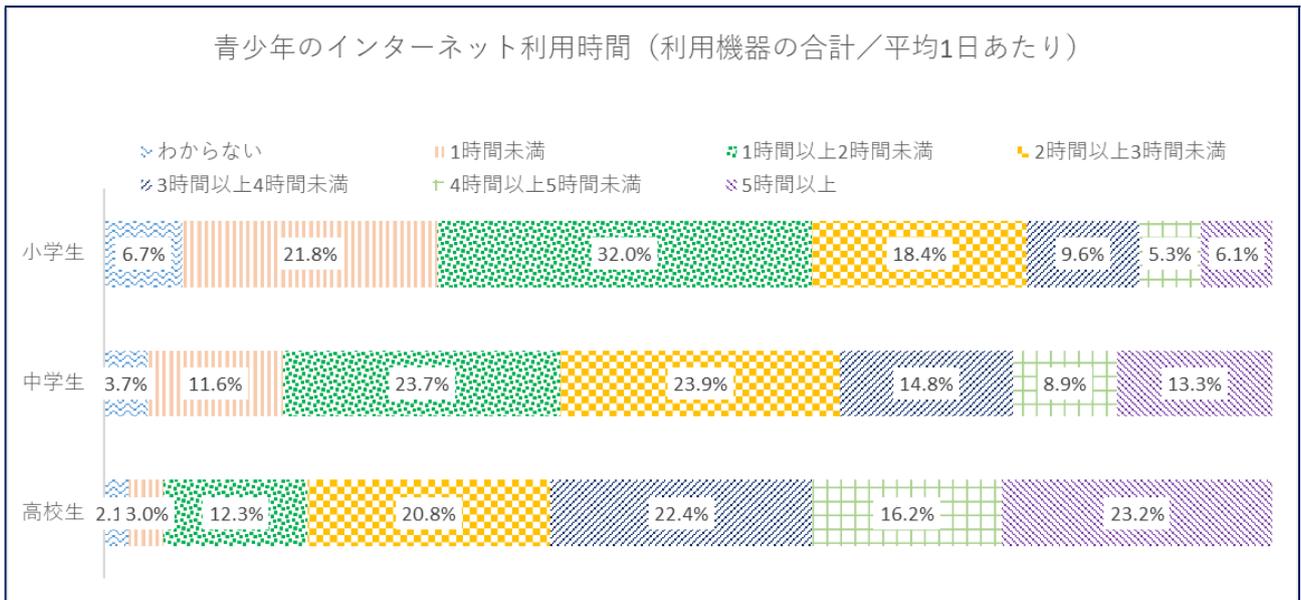


※ 参考 平成30年度 青少年のインターネット利用環境実態調査調査結果(概要)

小学生で最も多いのが「ゲーム」、中高生は「コミュニケーション」が最多となっている。次に多いのが動画視聴で小中高生の全てに当てはまる。



さて、もう一つのデータを見ていきたい。次のデータは同じく「平成30年度 青少年のインターネット利用環境実態調査調査結果（概要）」によるもので、今度はインターネットの利用時間をグラフにしたものである。



※ 参考 平成30年度 青少年のインターネット利用環境実態調査調査結果（概要）

上の表を見てわかる通り、小中高と校種が上がるたびに利用時間が長期化している。

「ゲーム」「動画視聴」「音楽視聴」「情報収集」「コミュニケーション」これら5つは、利用割合が比較的高めの項目だったが、総務省「社会生活基本調査」の休養や自己啓発の時間を調査した2001年のデータで、10～14歳の（2）と（5）の項目を足してみると、168分、つまり2時間48分、大雑把に言うと約3時間近くの時間を1日の中で割り当てていることになる。

休養や自己啓発の時間	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳
(1) 休養・くつろぎ	96	94	78	72
(2) 趣味・娯楽	50	54	58	45
(3) 学習・自己啓発・訓練	50	50	19	10
(4) スポーツ	47	21	9	7
(5) テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	118	119	118	116

単位(分)

※ 参考 総務省「社会生活基本調査」



生活の時間の中で睡眠時間や、学習時間を大幅に削り、趣味等の時間に利用すること自体はあまり健全とは言えないように思うが、それらすべてインターネット・スマートフォンが原因とも言い切れない。現に、各種調査の値を見れば、児童生徒が趣味等に割く時間そのものは、2000年頃から激しく変化したものではない。あくまでも利用する媒体が変化した物であり、「ゲーム」「動画視聴」「音楽視聴」「情報収集」「コミュニケーション」の5つにおいても、スマートフォンという単一の端末によって完了できてしまうのだから、必然的に利用時間の長期化につながることは明らかだ。



さらに近年では、学習活動にもスマートフォンやタブレット端末が活用されつつある。国も児童生徒1人1台のPC環境や高速ネットワーク等のICT環境下における効果的な指導方法等を整理し、全国のICT環境整備を促進するとして、370億円規模の予算を投じる請求を行っている。(文部科学省令和2年度概算要求より)

各家庭では、成績が思った以上に振るわないにも関わらず、スマートフォンやタブレット端末を利用している姿を見ると、“勉強もせずに遊んでいる”として、取り上げる行為や、利用の制限を課す事もあるだろう。

一概にそれらが効果がないとは言わないが、子供たち自身も“楽しみたい”という欲求は大きく、過度に我慢をさせて、学習は“辛く苦しいものだ”としながら成長するよりも、スマートフォンやタブレット端末を利用しながら学習できる環境を整備して、ノート・教科書・動画教材の代わりにツールとして利用させることで“辛く苦しい”学習も少しは、緩和することができるのではないだろうか。

また、学校側が主体となって、自宅でのICT学習環境の助言等が行えるようになれば、インターネットの特性を生かし、自宅での学習活動の成果をクラウド上で保存し、学校での授業の際に、閲覧・利用し、直接生かすこともできるのではないかと思う。



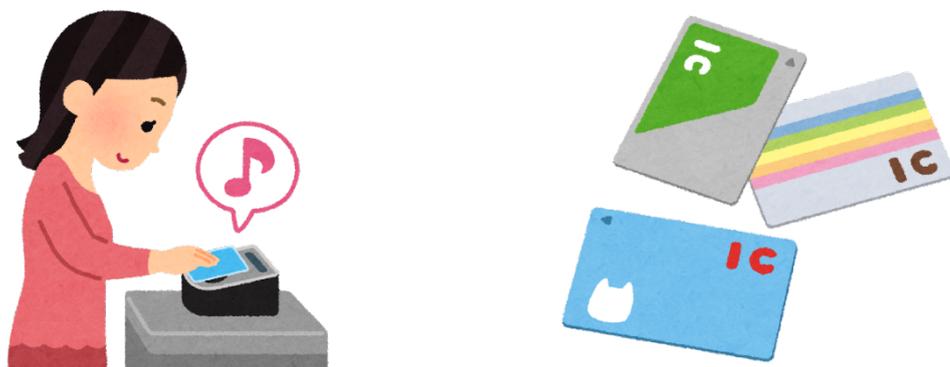


2 情報化社会と消費者市民社会

Suica や PASMO を代表とする交通系 IC カードは電子マネーの中でも特に馴染み深く、年齢を問わずに利用されている。中には子供用が存在し、子供用の料金で改札を通ることができるものもある。これにより、小学生は自分用の交通系 IC カードを保有することになる。

また、これらにチャージすることで、電車に乗ること以外でも消費活動を行うことが可能になる。

さて、“お小遣い”は現金と電子マネーのどちらが良いだろうか？ 近年、電子マネーを利用する人が急増していることは言うに及ばないが、子供のお小遣いとして電子マネーを利用する家庭もあるようだ。総務省が行っているキャッシュレス・消費者還元事業もあり、小学生から高齢者まで利用の幅は広く、子供に現金を持たせると、犯罪に巻き込まれる危険もあり、電子マネーの方が安全ではないかという意見もみられるようになった。



交通系 IC カードはクレジット機能がついているものと、ついていないプリペイド式と大きく 2 種類ある。子供たちが持っているのはクレジット機能のないプリペイド式が殆どだと思われるが、クレジット機能をつければ（カードの限度額はあるが）子供からすれば無限に買い物ができる魔法のカードの出来上がりになってしまう点は注意が必要なのかもしれない。

交通系 IC カードは基本的に、実際の店舗での支払いに利用することが殆どで、財布が交通系 IC カードへ、現金が電子マネーに変化したに過ぎず、プリペイドなので先払いで現金をチャージしなければ利用できない。財布に現金を入れておかなければ買い物ができない事とそう変わらない。

一つ、違いを挙げるとすると、財布であれば中身を見れば残高を把握できるが、交通系 IC カードは何かしらの端末が無ければ残高を知ることができない点だろうか。



“今いくら持っていて、後いくら使えるのか”という感覚は、消費者としては必要な感覚なのではないかと思うが、発達段階の児童生徒がこの感覚を体験できる場が少なくなると、金銭感覚に多少なりとも影響が出るのではとも思う。

また、電子マネーを利用していると、“おつり”という感覚がない。正確に言うのであれば、取引においておつりが存在しない。もちろん“おつり”のやりとりが煩わしいという人にとってはありがたい話かもしれないが、それはあくまで“おつり”のやり取りを経験しているから思える事である。極端な話だが、算数で「〇〇君は100円玉を1枚持っています。40円の物を1つ買うと、おつりはいくらでしょう？」という問題に、“おつりってなに？”“100円玉”ってなに？という問答が起こる世の中もあり得るかもしれないということだ。



政府では2018年12月17日に給与支払いの電子マネーを解禁する方針を決めている。現金支給から銀行振り込みへ変化し、ついに電子マネーになる可能性もみえている。

誰にでも身近になっている電子マネーではあるが、その仕組みや違いについての学習をどこかで受けた記憶はあるだろうか。消費者として“お金”がどういうものかという知識がないままに利用することは少々危険だと思う。

例えば、電子マネーの利点として「窃盗・盗難のリスクが低い」「細かな計算が不要」「入金・送金が容易」「利用履歴の閲覧が可能」などがあげられ、現金の利点としては「国が破綻しない限り貨幣価値が保証されている」「停電・災害時でも利用可能」などがあげられる。このどちらを利用するかを消費者自らが選択できることが重要ではないかと思う。





アメリカの例ではあるが、キャッシュレス決済が流行した際に、「キャッシュレスオンリー」の店舗が登場したが、その事に関して大きく議論を巻き起こした。

アメリカでは主にクレジットカード決済が利用されるが、これには銀行口座が必要になる。実は、銀行口座を持たない・持てない人もおり、その人達に対する差別であると議論となったのだ。結果的にその店舗は現金もキャッシュレスもどちらも使えるという方針に転換したという話もある。

日本におけるキャッシュレスの問題としては、子供のスマートフォンアプリでの課金問題をはじめとして、保護者の目に見えない所での問題が多くある。

例を挙げれば、株式会社メルカリの運営するフリマアプリ「メルカリ」では、出品者が低年齢層であることが珍しくなく、保護者の同意があれば未成年者でも利用できるように、ネットオークションよりも子どもには人気があるようだ。売上金を現金化しなければ銀行口座も必要ないので利用の敷居も低い。

普通に利用する分には問題ないのだが、出品物の中には自身の家の物を勝手に出品していたという事例もあり、同アプリに関する質問サイトでは、「保護者にバレずに〇〇は可能ですか」等という書き込みもある。売る事と買う事が非常に容易で、それでいて保護者の目の届きにくい所で起きている現実を理解していかなければならない。

大学の例では、そもそも現金を持ち歩く必要が無い場合もある。近畿大学や金沢大学等では、学生証に電子マネーの機能を持たせて、学内・学外での利用が可能となっている。キャッシュレス化が急速に進む中で、利用者の教育はどこかに置き忘れてきているような感じも受ける。電子マネーにより消費活動が大きく変化しており、現金では難しかった海外との取引さえも、学生が容易に行ってしまうのだ。



Society 5.0 に向けて社会も教育も大きく変化していく、さらに情報銀行（情報利用信用銀行）の登場など消費や物の価値に関しても大きく変化するだろう、情報化社会における消費者市民社会の実現に至っては、学校での児童・生徒への教育は勿論の事、必要に応じては保護者や地域との連携も図り、校種を超えた大きな枠組みが必要ではないだろうか。

柏市消費者教育推進計画（平成30年度～令和4年度）

さあ、踏み出そう！「消費者市民社会」へ

柏市消費生活センター

計画の基本的な考え方

◎なぜ計画が必要なのか

- 少子高齢化、高度情報化、グローバル化の進展や、消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化したことにより、子どもから高齢者までのあらゆる世代で誰もが消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあります。

市民が消費生活に関する正しい知識と的確な判断力を身に付け、実際の生活の中に活かしていくことが今まで以上に必要となっています。

- 平成24年12月「消費者教育の推進に関する法律」が施行（以下、推進法という）
* 消費者教育を総合的・一体的に推進し、消費者の自立支援を目的としています。

○「消費者市民社会」が定義されました。

消費者市民社会とは、消費者一人ひとりが社会の一員としての自覚を持ち、よりよい社会を実現するために、自分の消費行動について考え、商品やサービスを適切に選択でき、自分のことだけでなく、社会全体のことや、未来の地球のこと（限りある資源を守り、生態系を維持すること等）まで考えて行動する社会のことです。

- 「消費者教育推進計画」を定めることは地方公共団体の努力義務となっています。

◎ 計画の目標 消費者市民社会の実現

「賢い消費者となって消費者被害を未然に防ぐ」とともに、「消費者の行動が及ぼす影響力を理解して、自ら学び、考え、行動できる、自立した市民づくり・地域づくり」を目標とします。

◎ 計画の対象期間 平成30年度から令和4年度(2022年度)までの5年間

◎ 計画の位置付けは、推進法に規定されたもの

本計画は、推進法第10条第2項に規定された「市町村消費者教育推進計画」として策定するものです。策定に当たっては、国の基本方針及び「千葉県消費者教育推進計画」を踏まえるとともに、本市の上位計画「柏市第五次総合計画」及び関連計画との整合を図っています。

柏市版消費者教育の体系イメージマップ

計画の目標		領域						
		学校教育施設						
消費者教育の場		地域 学校、園、社会教育施設						
各期の特徴 (得意の特徴に記述する)		幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		
重点領域		家庭などを中心とした消費生活を送る時期 (思わぬ商品事故に周囲の人の注意が必要な時期)	家庭などを中心とした消費生活を送る時期	家庭などを中心とした消費生活を送る時期 主体的な行動を始め始める時期	消費者として自立を始め始める時期	消費者として自立を進める時期 (成人すると、社会経験が少ないうちを利用した悪質商法に狙われる時期)	成人一般 精神的、経済的に自立した消費生活を送る時期	特に高齢期 人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期 (悪質商法に狙われる時期／思わぬ商品事故に周囲の人の注意が必要な時期)
消費者市民社会の構築	人、社会、環境、未来を考えた消費生活を送る力 (特許可能な消費)	消費をめぐり物と金銭の流れを知り、消費者の行動との関わりを考える	消費をめぐり物と金銭の流れを知り、消費者の行動との関わりを考える	消費をめぐり物と金銭の流れを知り、消費者の行動との関わりを考える	消費をめぐり物と金銭の流れを知り、消費者の行動との関わりを考える	消費をめぐり物と金銭の流れを知り、消費者の行動との関わりを考える	消費をめぐり物と金銭の流れを知り、消費者の行動との関わりを考える	消費をめぐり物と金銭の流れを知り、消費者の行動との関わりを考える
商品安全	消費者の影響を理解し、行動する力(消費者市民社会)	消費生活と環境、資源及びエネルギーとの関わりを知り、消費生活に生かす	消費生活と環境、資源及びエネルギーとの関わりを知り、消費生活に生かす	消費生活と環境、資源及びエネルギーとの関わりを知り、消費生活に生かす	消費生活と環境、資源及びエネルギーとの関わりを知り、消費生活に生かす	消費生活と環境、資源及びエネルギーとの関わりを知り、消費生活に生かす	消費生活と環境、資源及びエネルギーとの関わりを知り、消費生活に生かす	消費生活と環境、資源及びエネルギーとの関わりを知り、消費生活に生かす
契約・金銭管理・生活設計	商品に安全に使用する力 安全な商品を選択する力	協力の大切さに気付く	消費者問題に目を向け、消費者としてできることを考え、実行する	消費者問題に目を向け、消費者としてできることを考え、実行する	消費者問題に目を向け、消費者としてできることを考え、実行する	消費者問題に目を向け、消費者としてできることを考え、実行する	消費者問題に目を向け、消費者としてできることを考え、実行する	消費者問題に目を向け、消費者としてできることを考え、実行する
	契約の仕組みを理解する力 消費者トラブルに対応する力	安全に関する注意を守る	商品を買うときや使うときに安全に配慮する／商品の危険有害情報に関心をもち、伝える	商品を買うときや使うときに安全に配慮する／商品の危険有害情報に関心をもち、伝える	商品を買うときや使うときに安全に配慮する／商品の危険有害情報に関心をもち、伝える	商品を買うときや使うときに安全に配慮する／商品の危険有害情報に関心をもち、伝える	商品を買うときや使うときに安全に配慮する／商品の危険有害情報に関心をもち、伝える	商品を買うときや使うときに安全に配慮する／商品の危険有害情報に関心をもち、伝える
	生活設計し、金銭を管理する力	買物のマナーや約束を守る	買物の決まりを知る、契約の内容を確認し、よく考えてから契約する	買物の決まりを知る、契約の内容を確認し、よく考えてから契約する	買物の決まりを知る、契約の内容を確認し、よく考えてから契約する	買物の決まりを知る、契約の内容を確認し、よく考えてから契約する	買物の決まりを知る、契約の内容を確認し、よく考えてから契約する	買物の決まりを知る、契約の内容を確認し、よく考えてから契約する
	消費生活情報を評価し、活用する力	困ったときは信頼できる大人に知らせる	販売方法の特徴、契約トラブル解決の法律や制度、相談機関を知り活用する	販売方法の特徴、契約トラブル解決の法律や制度、相談機関を知り活用する	販売方法の特徴、契約トラブル解決の法律や制度、相談機関を知り活用する	販売方法の特徴、契約トラブル解決の法律や制度、相談機関を知り活用する	販売方法の特徴、契約トラブル解決の法律や制度、相談機関を知り活用する	販売方法の特徴、契約トラブル解決の法律や制度、相談機関を知り活用する
	情報社会対応	自分の物に名前を書き大切に扱う 他の人の物を大切に扱う	買ってみたい、買いたい物があるとき、欲しい理由を考える 物や金銭の大切さに気づき、使い方を考えて実践する	買ってみたい、買いたい物があるとき、欲しい理由を考える 物や金銭の大切さに気づき、使い方を考えて実践する	買ってみたい、買いたい物があるとき、欲しい理由を考える 物や金銭の大切さに気づき、使い方を考えて実践する	買ってみたい、買いたい物があるとき、欲しい理由を考える 物や金銭の大切さに気づき、使い方を考えて実践する	買ってみたい、買いたい物があるとき、欲しい理由を考える 物や金銭の大切さに気づき、使い方を考えて実践する	買ってみたい、買いたい物があるとき、欲しい理由を考える 物や金銭の大切さに気づき、使い方を考えて実践する

消費者教育の推進に関する法律（抜粋）

施行：平成28年4月1日

最終更新日：平成26年6月13日公布（平成26年法律第71号）改正

（目的）

第1条 この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

- 第3条** 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。
- 2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。
- 5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。
- 6 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。

（学校における消費者教育の推進）

- 第11条** 国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第三項において同じ。）の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

学習指導要領における消費者教育に関する主な内容

○小学校（平成29年3月告示）

（社会科）

- ・販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていること
- ・社会生活を営む上で大切な法やきまり

（家庭科）

- ・買い物の仕組み、売買契約の基礎
- ・物や金銭の使い方と買い物について、消費者の役割が分かること
- ・物や金銭の大切さ、計画的な使い方について理解すること
- ・身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること
- ・自分の生活と身近な環境との関わりや物の使い方などを考え、工夫すること

（特別の教科 道徳）

- ・節度を守り節制に心掛けること
- ・法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと

○中学校（平成29年3月告示）

（社会科〔公民的分野〕）

- ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの役割、法の意義
- ・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること
- ・金融などの仕組みや働きを理解すること
- ・市場の働きと経済に関連して、希少性に注目すること
- ・個人や企業の経済活動における役割と責任
- ・消費者の保護と、それらの意義を理解すること
- ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政

（技術・家庭科〔家庭分野〕）

- ・購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理の必要性、クレジットなどの三者間契約
- ・売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応
- ・物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること
- ・消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響を理解すること
- ・自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫すること

- ・環境に配慮した消費生活を考え、実践できること

(特別の教科 道徳)

- ・節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする
- ・法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること

○高等学校（平成30年3月告示）

(公民科〔公共〕)

- ・多様な契約及び消費者の権利と責任、私法に関する基本的な考え方
- ・財政及び租税の役割、市場経済の機能と限界、金融の働き
- ・活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であること
- ・金融を通じた経済活動の活性化

(公民科〔政治・経済〕)

- ・経済活動と市場、経済主体と経済循環
- ・財政の働きと仕組み及び租税などの意義、金融の働きと仕組み
- ・市場経済の機能と限界、消費者に関する問題

(家庭科〔家庭基礎〕)

- ・消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解すること
- ・多様な契約やその義務と権利、消費者信用及びそれらをめぐる問題
- ・自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し、工夫すること

(家庭科〔家庭総合〕)

- ・生涯を見通した生活における経済の管理や計画
- ・キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点
- ・消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や責任ある消費の重要性について理解を深めること
- ・消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解すること
- ・契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を深めること
- ・多様な契約やその義務と権利、消費者信用及びそれらをめぐる問題
- ・自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動できるよう考察し、責任ある消費について工夫すること

柏市消費者教育推進連絡会について

柏市の消費者教育事業のひとつの核となるのが、平成3年に設置した「柏市消費者教育推進連絡会」です。

本連絡会は、教育委員会及び市内小・中・高等学校教員で構成し、任期の2年間で学校種を超えた意見交換、情報共有を行い、学校における消費者教育の推進を図っています。

現在、本会の活動としては、任期1年目に、消費者教育への理解を深めるための研修や情報交換を、2年目には、各委員がそれぞれの学校において、消費者教育の視点を持った公開授業を行っています。

■ 次からのページに、本会の活動を各学校に紹介するため発行している「柏市消費者教育推進連絡会つうしん」と、委員名簿を記載しました。(平成30・令和元年度の資料です)



柏市消費者教育推進連絡会つうしん No.20

＜柏市消費者教育推進連絡会について＞

- ◇目的◇ 柏市の学校における消費者教育の推進
- ◇委員◇ 柏市教育委員会職員，小，中，高等学校の教員
- ◇庶務◇ 柏市消費生活センター

第1回柏市消費者教育推進連絡会を開催しました

7月31日（火）柏市沼南庁舎501会議室で，第1回連絡会を開催しました。

第1回目ということで，基礎知識を共有するため，2つの講習を行いました。今回は，「柏市消費者教育推進計画」に則り，市内各学校にも案内文を送付し，小学校から2名，中学校から2名の先生にも御参加いただきました。

（講習の内容は裏面）



▲会場の様子

平成30～31年度の連絡会委員を御紹介します！

所属	氏名	所属	氏名
指導課	座長 杉本 秀彰 課長	柏第二中学校	野口 恭平 教諭
	岩田 将英 指導主事	柏第五中学校	柳田 康太 教諭
柏第二小学校	太田 真奈美 教諭	西原中学校	吉野 雄朗 教諭
柏第三小学校	石神 喜寛 教諭	松葉中学校	関 理恵子 教諭
柏第四小学校	福地 健太郎 教諭	市立柏高等学校	古川 真伍 教諭
名戸ヶ谷小学校	佐藤 沙織 教諭	千葉県立 柏中央高等学校	鎌野 広子 教諭
柏中学校	鴫巢 寿 教諭	千葉県立 柏の葉高等学校	佐藤 一樹 教諭

講習の概要

講習1 「消費者教育の目指すもの～消費者教育を受けた子どもたちが作る未来～」

講師：公益財団法人 消費者教育支援センター 総括主任研究員 柿野 成美 氏



<消費者を取り巻く環境の大きな変化>

- ・民法改正による未成年取消権の消失⇒若年層のトラブル増加の懸念
- ・ネットの利用拡大⇒経験したことのないトラブルや詐欺の増加
- ・仮想通貨等新しいお金や技術，決済手段の変化
- ・地球温暖化，気候変動，貧困の格差等，地球規模の問題の増加

<消費者教育とは>

- ・消費者の自立を支援＝被害に遭わない，合理的意思決定が

講習2 「学校における消費者教育～よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創造する～」

講師：柏市教育委員会 指導課 岩田 将英 指導主事

★ 学校教育は容量の限られた幕の内弁当！何をどう詰めるか ★

<ミッションは「自立した消費者」の育成>

- ・現代的諸問題への対応⇒学習指導要領に消費者教育が充実⇒**社会科，家庭科，技術家庭科，公共で重点的に実施**
- ・子どもにとっては「系統的」「効果的」に学ぶことが重要⇒**カリキュラムマネジメントに総合的な学習の時間の利**



今後の予定

第2回 連絡会	1月2日（金）午後2時半から4時半まで	沼南保健センター2階
第3回 連絡会	3月5日（火）午後2時半から4時半まで	沼南庁舎大会議室

<消費生活センターからのお知らせ>

- 消費者トラブルに遭ったとき，また，疑問を感じたとき，柏市に在住，在勤，在学の方は，柏市の消費生活相談を受けることができます。
- ネットで検索したり，口コミで判断したりするより，直接専門家に相談することをお勧めします。信頼できる情報を素早く確実に得ることができます！
- 相談時間：午前9時から午後4時30分まで
相談日：月曜日から金曜日（来所，電話）
第3土曜日（電話のみ／来所はお受けしていません）

相談専用電話番号：04-7164-4100



柏市消費者教育推進連絡会つうしん No.21

<柏市消費者教育推進連絡会について>

- ◇目的◇ 柏市の学校における消費者教育の推進
- ◇委員◇ 柏市教育委員会職員，小，中，高等学校の教員
- ◇庶務◇ 柏市消費生活センター

第2回柏市消費者教育推進連絡会を開催しました



▲11月2日(金)沼南保健センター会議室3での会議の様子

公正で持続可能な消費行動を身につけた大人は育っているのか？

杉本秀彰 指導課長（柏市消費者教育推進連絡会 座長）

成年年齢の引き下げが目前ですが，日本人の文章を読み解く力，物事を読み取って正しく判断する力は年々低下しています。

そればかりではなく，最近の社会現象を見ると，大人になりたくない，なれない人が増えているように感じます。

良い大人，持続可能な良い社会を作ろうとする大人を育てるために，消費者教育は一つの鍵になるでしょう。



<柏市消費者教育推進計画>

消費者教育の目標

- 1 消費者被害をふせぐ
- 2 自ら学び行動する消費者を増やし，消費生活の安定と向上を目指す
- 3 自らの消費生活が社会や未来に影響を与えることを自覚し，消費生活をとおしてより良い社会づくりに関わる消費者を増やす

1 消費生活相談から見た子どもの消費者トラブル

柏市消費生活センター 谷岡消費生活相談員

ほとんどがインターネット関連のトラブル！

[例]

- 実在する大手通販サイトをかたり未納料金を請求するSMS
- アダルトサイトにアクセスしたらカメラのシャッター音が！
- 解約済みのスマホで幼稚園児がオンラインゲームのアイテム購入
- 安易に投稿した画像や書き込みを削除したい、削除できない
- 若者を狙う儲け話に乗って、消費者金融で借金



トラブルが起こる前に 保護者にも児童生徒にも知っておいてほしいこと

- ・何もない時からトラブル事例を知り、ネットの危険を自覚しておく
- ・禁止するだけでなく、「こんなときにどうするか」の手立てを知っておく
- ・契約の重みや責任について早い時期から学んでおく

★一度見ておくことをお勧めしたいウェブサイト → **IPA** (独) 情報処理推進機構

2 平成30・31年度の活動について

指導課 岩田将英 指導主事を中心に、昨年度の反省や意見を踏まえて、小、中、高等学校のグループごとにどのような消費者教育ができるか検討しました。

★高等学校グループ

- ・現代社会、情報、家庭科の3教科共「クーリング・オフ」についての学習がある。
- ・各教科に共通する項目を抽出し、消費者教育に関わる大きなものを作ることが可能だ。
- ・各教科の先生方に、含まれている消費者教育の内容に気付いていただくことが必要だ。
- ・現在の高校生に不足している力を小、中学校に提示して補っていただければ有意義だ。

★中学校グループ

- ・社会科、家庭科で「契約」の学習をする等、教科間で内容が被っていることに気付いた。授業の「ネタ」や「教材」を出しあって共有することは有意義だ。
- ・ほとんどの生徒がスマートフォン所持者である。実際のトラブル事例を授業の切り口にすることで、生徒の関心は一層高まるだろう。

★小学校グループ (高学年の内容を検討)

- ・社会科・・・情報、環境 (環境にはエネルギー関連の内容を組み込む)
- ・家庭科・・・お金と物の使い方、商品売買の仕組みの部分に、幅と深みを加える。
- ・総合的な学習の時間・・・情報、環境での取り組みに消費者教育を絡める
- ・道徳・・・情報モラル

「消費者教育」キーワードは教科間連携と小、中、高の縦のつながり！

各委員は3月までに、それぞれの教科で試験的に消費者教育を実践し、柏市の消費者教育の推進についてさらに検討を重ねます！

柏市消費者教育推進連絡会つうしん No.22

< 柏市消費者教育推進連絡会について >

- ◇目的◇ 柏市の学校における消費者教育の推進
- ◇委員◇ 柏市教育委員会職員，小，中，高等学校の教員
- ◇庶務◇ 柏市消費生活センター

3月5日（火）第3回柏市消費者教育推進連絡会を開催



▲各委員が授業の中で実践した消費者教育報告会の様子（沼南支所501会議室にて）

成年年齢引き下げと、消費者教育に必要な二つの視点

杉本秀彰 指導課長（柏市消費者教育推進連絡会 座長）

2022年，現在の中学3年生から成年年齢が18歳に引き下げられます。

親の同意なく消費者として契約できるようになるため，仮に知識も経験も判断能力も未熟なままに消費者トラブルに陥った場合，その後の人生に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。子どもへの消費者教育には，以下の二つの視点が必要です。

- ① 正しい知識，理解を身に付け，正しい消費行動を取れるようにする
- ② 消費者トラブルの被害者にも加害者にもならないようにする

先生方の働き方改革を進めつつ，カリキュラム・マネジメントを適切に行い，子どもたちが必要な力を身に付けられるように工夫していきましょう。



柏市消費者教育推進連絡会では、次年度
公開授業と、授業に役立つ実践事例集の作成を計画しています！！

<こんな事例集を目指しています>

✿ 教科内での事例及び総合的な学習の時間での事例を掲載

- ① 児童生徒が何をできるようになったかの効果がわかる
- ② 単元全体か、単元の一部で授業を行うのかがわかる
- ③ 事例ごとの準備及び実践の難易度がわかる
- ④ 短い時間ですぐに使える「小話ネタ帳」をつける（案）

✿ 授業資料のデータもネット上で公開予定です！

✿ 市内の多くの学校で活用していただける事例集を目指します



<各連絡会委員による今年度の消費者教育授業>

所属校／委員	教科／単元名	他の委員からのアドバイス等
柏第二小学校 太田真奈美先生	5年生 家庭科 上手に使おう お金と物	買い物シュミレーションを重ねるこの授業は、このまま授業パッケージにできそうだ。
柏第三小学校 石神喜寛先生	5年生 家庭科 上手に使おう お金と物	子どもたちは買い物経験に乏しい。消費者教育として大変価値のある授業だ。応用も可能である。
名戸ヶ谷小学校 佐藤沙織先生	総合的な学習の時間 「情報活用之心得 三箇条」	ネットの正しい使い方の指導は、非常に難しい。小学校段階での情報教育は、高校でも大変有難い。
柏中学校 鵜巢 寿先生	1年生 社会科（地理的分野） アフリカ州	主体的、対話的で深い学びの為、事実とのすり合わせ先として教科書を入り口にし、発達段階に配慮。
松葉中学校 関理恵子先生	3年生 家庭科 D身近な消費生活と環境	1～2年生の授業の所々で消費生活に触れる機会を設けてきたので、3年間のまとめが3時間でできた。
柏の葉高等学校 佐藤一樹先生	情報科 様々な情報サービス	高校の情報教育専門家が、小・中学校のHR等で使える「ショートショート集」を作成するのも一案。

所属校／委員	教科／単元名	授業の概要
柏第四小学校 福地健太郎先生	5年生 社会科 情報を生かすわたしたち	米国のジョーク「DHMO」を素材として、情報の活用に関心を持たせ、その能力を高める授業。
柏第二中学校 野口恭平先生	3年生 社会科（公民的分野） 市場経済のしくみ	富士山山頂の自販機の価格を素材に、エキスパート、ジグソー活動、クロストークで考えを深化。
柏第五中学校 柳田康太先生	3年生 社会科（公民的分野） 消費を支える流通	「大手スーパーが商品価格を安くすることができる」理由について話し合い、考えを深める授業。
西原中学校 吉野雄朗先生	2年生 技術家庭科（情報分野） ネット時代の消費生活	様々な販売方法、支払方法を知り、ネットショッピングの利点と注意点を理解する授業。

※ 今回の会議は学校行事が多い時期に重なり、ご迷惑をおかけしました。上記、下段の表は、委員の先生が、本会議欠席のため討議がなされなかった授業について、概要を掲載させていただきました。

柏市消費者教育推進連絡会つうしん No.23

< 柏市消費者教育推進連絡会について >

- ◇目的◇ 柏市の学校における消費者教育の推進
- ◇委員◇ 柏市教育委員会職員，小，中，高等学校の教員
- ◇庶務◇ 柏市消費生活センター

◆第1回柏市消費者教育推進連絡会を開催しました



▲7月30日（火）沼南支所501会議室にて／ワールドカフェ方式で学習指導案を検討している様子

◆令和元年度の連絡会委員をご紹介します

所属	氏名	所属	氏名
指導課	逆井 俊彦 課長 [座長]	柏中学校	鴛巢 寿 先生
	関根 典和 指導主事	第五中学校	柳田 康太 先生
	太田 真奈美 指導主事	西原中学校	吉野 雄朗 先生
西原小学校	石神 喜寛 先生	松葉中学校	関 理恵子 先生
	福地 健太郎 先生	市立柏高等学校	古川 真伍 先生
名戸ヶ谷小学校	佐藤 沙織 先生	県立柏中央高等学校	鎌野 広子 先生
		県立佐倉高等学校	佐藤 一樹 先生



■今年度は消費者教育授業の公開を予定しています。
連絡会委員の所属校様にはお世話になります。

◆ 2～3 学期，委員による消費者教育授業の実践を予定しています

※ 見学可能な授業につきましては，追って情報提供させていただきます。

小学校

■道徳（4年）情報モラル「けいたい電話の落としあな」

学習指導要領には，道徳科においても，現代的課題として情報モラルに関する指導の充実が記載されている。小学生の時から，情報モラルを身に付け，ネットトラブルを防げるようにしたい。本時では携帯電話の使い方を扱う。[情報社会対応]

■生活科（2年）名戸ヶ谷のステキ発見！

身近な場所にある施設で働く人を取材する中で，生産者・販売者の思いを知り，物を大切にしたり，約束やきまりの大切さを知ったり，いろいろな思いを考えながら商品を購入したりする児童を育てていきたい。[消費者市民社会の構築]

中学校

■社会（2年）『食の安心・安全とは』

地理的分野で日本の農業について学ぶ機会を利用し，消費者教育を実践する。食の安全を守るためには，消費者自身が自ら食の安全に対する知識や，見極める目，考え方を養う必要がある。[商品安全，消費者市民社会の構築]

■社会（3年）契約と消費生活

生徒は各々，宣伝を目にしたたり勧誘を受けたりすることで，決断や商品の選択を迫られた経験があるだろう。本時では，様々な広告を消費者側，企業側の視点から検討することで，多面的，多角的なものの見方を学ばせたい。[契約，情報社会対応]

■技術（2年）インターネットショッピングの問題点

ネットショッピングの利点と注意点について考える。一人の消費者として，自分には何ができるか，どのようなことに気を付ける必要があるかを学び，消費者としての意識を高め，責任ある行動が取れる力を身に付けてほしい。[契約，情報社会対応]

■家庭（3年）身近な消費生活と環境～よりよい消費生活のために～

民法の改正により，現在の中学3年生は，18歳の誕生日に新成人となる。生徒たちに，まもなく成人になることの自覚を促しつつ，契約は，その当事者として，契約の内容や条件を理解し，熟慮の上行う必要があることを伝えたい。[契約]

※ □で囲まれたワードは消費者教育の領域です

逆井指導課長[座長]から

消費者教育の推進に関する基本的な方針では，「消費者教育は，知識を一方向的に与えることではなく，日常生活の中での実践的な能力を育み，社会の消費者力の向上を目指して行われるべきものである。」と述べられています。今回，消費者教育授業のために作成した各委員の学習指導案は，まさにこの方針を具現化したものになっており，子ども達は実感をもって理解を深めることができると思います。

小学校 4年生 道徳 (情報モラル)
携帯電話の落とし穴
西原小学校 石神喜寛先生

・現代的な課題として、学習指導要領においても情報モラルに関する指導の充実が明記されている。

現実には起こっている依存症や SNS でのいじめ、身近に起こっている様々なトラブル事例を、補助教材も使って紹介しつつ、スマートフォンの適切な扱い方、相手意識の重要性について考えさせた。

情報社会対応

中学校 2年生 社会科 (地理的分野)
『食の安心・安全』とは
柏中学校 鴫巢 寿先生

日本の農業について学ぶ機会を利用した消費者教育。食品偽装が起こる理由や、どうすれば被害を防ぐことができるかを、生徒なりに話し合わせ、考えさせた。今回は特に、農業の産地に焦点を当て、「生産者の顔が見える」ことの大切さを知る機会とした。また、「食の安心・安全」という言葉を印象付けた。

消費者市民社会の構築・商品安全

中学校 3年生 家庭科
よりよい消費生活のために
～もうすぐ18歳どうかわる?～
松葉中学校 関 理恵子先生

・民法改正により、現中学3年生は18歳の誕生日に「新成人」となる。グループ学習を中心に、まもなく一人で有効に結べる「契約」についての自覚を促した。

いざという時の「相談窓口」のひとつ、市の「消費生活センター」からスタッフを招き、紹介も行った。

契約

高等学校 家庭基礎
住生活をつくる～一人暮らしの家選び～
千葉県立柏中央高等学校 鎌野広子先生

・住生活に関する基礎・基本的な知識を押さえたうえで、実際に家選び、家具、家電選び、一ヶ月の生活費の試算を行った。賃貸借契約においては適切な意思決定に基づいた行動ができるよう、また、生活に必要な経済管理、計画の重要性を理解させた。現実的な消費者の視線にたてるよう、「リアリティ」を重視した資料を使用。

契約・金銭管理・生活設計

◆これから実施される提案授業の予定

12月6日(金) 3校時 中学校社会科 契約と消費生活 (広告と消費行動, 消費者主権)
柏第五中学校 柳田康太先生

1月29日(水) 5校時 中学校技術科 インターネットショッピングの問題点
西原中学校 吉野武朗先生

★当連絡会による消費者教育の提案授業は、実践事例集にまとめて全校配付する予定です!

◆消費生活センターから

事後啓発では防げない消費者被害、加害・・・SNS時代の「儲かるビジネス」



モラルの低い事業者が、SNSで若者を狙っています。「絶対もうかるビジネスの方法」などとうたい、全く意味のないもの(情報商材)に多額の支払いをさせます。借金に困った被害者を加害者に仕立て上げて友人を誘わせる。一方で、このビジネスにはまり込み、学校で勧誘を続ける学生の出現も・・・被害者である若者自身が、内容をほとんど理解していなかったり、「もうかるビジネスのどこが悪い?」とモラルを欠いていることも少なくない状況は深刻です。SNSで暗躍するバーチャルオフィスは雲隠れも早く、どこかでまた同じことを始めるのです。

柏市消費者教育推進連絡会つうしん No.25

<柏市消費者教育推進連絡会について>

- ◇目的◇ 柏市の学校における消費者教育の推進
- ◇委員◇ 柏市教育委員会職員，小，中，高等学校の教員（メンバー：現在13人）
- ◇庶務◇ 柏市消費生活センター（メンバー：現在6人）

◆令和元年度第3回柏市消費者教育推進連絡会



2月21日（金）柏市役所沼南庁舎502会議室での会議の様子

消費者を取り巻く環境は日々変化している。事業者を規制して消費者を守ってもらうだけではなく、「子どものころから消費者力を身に付けよう」との取り組みを、本会議では平成3年から続けてきた。学校で多くの業務を抱える中での会への参加に感謝するとともに、次年度以降も更に充実した会になるよう意見を交換していただきたい。

指導課 逆井課長（座長）

◆連絡会委員による通常の授業の中での消費者教育（前号の続きです）

中学校社会科 消費生活と経済
契約と消費生活（本時）
～広告と消費行動，消費者主権～
柏第五中学校 柳田康太先生

生徒たちが身近に感じられる素材を工夫。本時では、新聞折り込みチラシ、ポスター、テレビCMの実物教材を使用。個人での熟慮、グループやクラス全体での比較検討を交え、広告が消費行動に与えている影響や消費者として大切なことは何かについて考えた。

情報社会対応

中学校技術・家庭科（技術分野）
ネット時代の消費生活～インターネットショッピングを安全に利用するために～
西原中学校 吉野雄朗先生

市教育委員会ITアドバイザーによる情報モラルの授業に繋がった授業。インターネットショッピングならではのメリット、デメリットについて、生徒自らの経験も素材として、考え、話し合った。消費生活センター職員の講和も取り入れたことで、相談先が身近な存在となった。

情報社会対応

★ 当連絡会による消費者教育の提案授業は、実践事例集Ⅶとしてまとめ、全校配付します！



現在、当連絡会には、「社会科、技術・家庭科、情報、特別の教科 道徳」等の教科の中で、効果的な消費者教育を考えていこうと、学校の種別、教科を超えた先生方にお集まりいただいています。

本年7月頃、市教育委員会及び各学校長と御相談の上、新たな委員編成で次期スタート予定です。御興味を持たれた先生がいらっしゃいましたら事務局(消費生活センター)までお問い合わせください。☎ 04-7163-5853

今期委員から次期委員（令和2～3年度）へのメッセージです

柏市の消費者教育の推進に関わる重要な立場というだけでなく、自分自身のため、子どもたちのためになる価値ある活動です★

消費者教育は子どもたちの生活や生き方に影響を与える大切な学習。委員になるまで全く知らなかったので、よい機会でした☆

生徒の身近に様々な事例がたくさんある。タイムリーな事例、そのときに必要な事例を取り込み、重ねていけるとよい☆

小・中・高等学校の連絡、意見交換の機会になることが大きなメリット！

他教科、他校種の先生方の授業や日々の実践を勉強することができます(´・`・´)!!

成年年齢引下げが目前の今、今後生徒に教えるべき内容を学ぶ機会にもなります。
(-0。0-)

お金のこと、エネルギーのこと、環境のこと等、消費者教育は幅が広い。教科横断的にどのように取り入れるか、工夫ができる☆

前年と同じではなく、新しいことにチャレンジしてください(^o^)/
委員としての活動に「答え」はないのでぜひ頑張ってください！

忙しい中で大変に思えるかもしれないが、教科や授業の中で何気ないことが消費者教育になります★

◆消費生活センターから

突然ですが・・・現在、何枚のクレジットカードをお持ちでしょうか？

- カードの裏に、自筆のサインをなさっていますか？
・・・サインがないと、拾った人にサインをして使われてしまう危険性があります。
- 定期的に、自分の利用履歴を確認していますか？
・・・「心当たりのない料金が引き落とされていた」という相談があります。
- 「キャッシング（お金を借りる）」機能が付いた契約ですか？
・・・紛失した途端に、他人にお金を借りられてしまったという相談があります。

成年年齢の引下げにより、子どもたちは18歳でクレジットカードを持つことができるようになります。カードを作る時・使う時の注意点や、実際の消費者トラブル事例など、授業にお探しのものがありましたら、消費生活センターまでお問合せください。

★先生方の消費生活に関する研修会のご相談も随時受け付けています！★

平成30年度 柏市消費者教育推進連絡会委員名簿

委員

座長	杉 本 英 彰	柏市教育委員会指導課	課長
	岩 田 将 英	柏市教育委員会指導課	指導主事
	太 田 真奈美	柏第二小学校	教諭
	石 神 喜 寛	柏第三小学校	教諭
	福 地 健太郎	柏第四小学校	教諭
	佐 藤 沙 織	名戸ヶ谷小学校	教諭
	鴫 巢 寿	柏中学校	教諭
	野 口 恭 平	柏第二中学校	教諭
	柳 田 康 太	柏第五中学校	教諭
	吉 野 雄 朗	西原中学校	教諭
	関 理恵子	松葉中学校	教諭
	古 川 真 伍	柏市立柏高等学校	教諭
	鎌 野 広 子	千葉県立柏中央高等学校	教諭
	佐 藤 一 樹	千葉県立柏の葉高等学校	教諭

事務局

諏訪部 正 敏	柏市消費生活センター	所長
杉 森 弘	同	統括リーダー
野 戸 佐知子	同	副主幹
猪 野 香 織	同	主査
堀 井 啓 介	同	主事
小 板 橋 ひろみ	同	消費者教育相談員



令和元年度 柏市消費者教育推進連絡会委員名簿

委員

座長	逆井俊彦	柏市教育委員会指導課	課長
	関根典和	柏市教育委員会指導課	指導主事
	太田真奈美	柏市教育委員会指導課	指導主事
	石神喜寛	西原小学校	教諭
	福地健太郎	休補担当	教諭
	佐藤沙織	名戸ヶ谷小学校	教諭
	鵜巢寿	柏中学校	教諭
	柳田康太	柏第五中学校	教諭
	吉野雄朗	西原中学校	教諭
	関理恵子	松葉中学校	教諭
	古川真伍	柏市立柏高等学校	教諭
	鎌野広子	千葉県立柏中央高等学校	教諭
	佐藤一樹	千葉県立佐倉高等学校	教諭

事務局

諏訪部正敏	柏市消費生活センター	所長
杉森弘	同	統括リーダー
猪野香織	同	副主幹
堀井啓介	同	主事
渡部栞奈	同	主事補
小板橋ひろみ	同	消費者教育相談員



発行 令和2年4月
柏市消費者教育推進連絡会

問合せ 柏市市民生活部 消費生活センター
電話 04-7163-5853

本事例集は柏市消費者教育ポータルサイトでもご覧いただけます。
（授業のワークシート等，各種資料も電子データで提供していま
す。

<http://www.scenter.kashiwa.ed.jp/>

